

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 条 例

ページ

- 北九州市市税条例等の一部を改正する条例【財政局税務部税制課】

6

◇ 規 則

- 北九州市事務分掌規則及び北九州市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則【総務局人事部人事課】

10

- 北九州市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則【消防局警防部消防団・市民防災課】

36

- 北九州市消防局消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則【消防局総務部人事課】

37

- 地方独立行政法人北九州市立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則【保健福祉局健康医療部地域医療課】

39

- 北九州市病院事業財務規則【保健福祉局健康医療部地域医療課】

48

- 北九州市病院事業出納取扱金融機関事務取扱規則【保健福祉局健康医療部地域医療課】

67

- 北九州市消防吏員服制規則の一部を改正する規則【消防局総務部人事課】

71

- 北九州市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則【消防局予防部規制課】

73

◇ 告 示

- 北九州市企業立地促進補助金交付制度要綱の一部改正【産業経済局企業立地支援部企業立地支援課】

77

- 介護医療院の開設許可【保健福祉局地域福祉部介護保険課】

78

- 指定介護療養型医療施設の指定の辞退【保健福祉局地域福祉部介護保険課】

79

◇ 公 告

- 請負契約に係る一般競争入札の公告（５件）【技術監理局契約部契約課】 8 0

◇ 訓 令

- 北九州市副市長以下専決規程等の一部を改正する訓令【総務局総務部文書課】 9 0

◇ 消 防 局

- 北九州市消防手帳及び北九州市消防職員立入検査証に関する規程の一部を改正する訓令【消防局総務部人事課】 9 3

◇ 交 通 局

- 北九州市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】 9 4

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市市税条例等の一部を改正する条例

地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり関係規定を改めることにしました。

- 1 個人市民税に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限を平成45年度まで延長するとともに、その手続の要件を緩和することにしました。
- 2 その他所要の規定の整備を行うことにしました。
この条例は、平成31年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市事務分掌規則及び北九州市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則

平成31年度の組織改正に伴い、関係規定を改めることにしました。
主な内容は、次のとおりです。

- 1 2020年「東アジア文化都市」の国内都市として、「創造都市・北九州」の実現に向けた文化芸術事業や交流事業を推進するため、東アジア文化都市推進室を新設することにしました。
- 2 「SDGs未来都市」として、持続可能な開発の実現に向けた取組を推進するため、SDGs推進室を新設することにしました。
この規則は、平成31年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 常時介護を要する状態の者に係る介護補償について、費用を支出して介護を受けた日があるときの介護補償の月額限度額については16万5,150円に、親族等による介護を受けた日があるときの介護補償の月額については7万790円に、それぞれ引き上げることにしました。
- 2 随時介護を要する状態の者に係る介護補償について、費用を支出して介護を受けた日があるときの介護補償の月額限度額については8万2,580円に、親族等による介護を受けた日があるときの介護補償の月額については3万5,400円に、それぞれ引き上げることにしました。
この規則は、平成31年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市消防局消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

消防職員委員会の組織及び運営の基準の一部改正に伴い、委員長の任期を1年とする等のため、関係規定を改めることにしました。

この規則は、平成31年4月1日から施行することにしました。

◇地方独立行政法人北九州市立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則

地方独立行政法人北九州市立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理について、必要な事項を定めることにしました。

この規則は、平成31年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市病院事業財務規則

北九州市病院事業の会計その他財務に関する処理について、必要な事項を定めることにしました。

この規則は、平成31年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市病院事業出納取扱金融機関事務取扱規則

北九州市病院事業出納取扱金融機関の公金の収納及び支払の事務取扱いについて、必要な事項を定めることにしました。

この規則は、平成31年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市消防吏員服制規則の一部を改正する規則

消防手帳の仕様を変更することにしました。

この規則は、平成31年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則

- 1 危険物^{仮貯蔵}_{仮取扱}申請書の様式を改めることにしました。
- 2 危険物保安監督者の選任の届出を行うときに添付する実務経験証明書の様式を定めることにしました。

この規則は、平成31年4月1日から施行することにしました。

北九州市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第17号

北九州市市税条例等の一部を改正する条例
(北九州市市税条例の一部改正)

第1条 北九州市市税条例(昭和38年北九州市条例第85号)の一部を次のように改正する。

付則第7条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項(同条第9項)」を「附則第5条の4の2第5項(同条第7項)」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

付則第9条の2第4項中「附則第15条第18項本文」を「附則第15条第19項本文」に改め、同条第5項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第6項中「附則第15条第29項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同条第7項中「附則第15条第29項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同条第8項中「附則第15条第29項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第31項第1号」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第31項第2号」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第1号」を「附則第15条第33項第1号」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第2号」を「附則第15条第33項第2号」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第3号」を「附則第15条第33項第3号」に改め、同条第14項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第15項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第16項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第17項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第18項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

付則第9条の3第6項各号列記以外の部分中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同条第7項第4号中「附則第12条第21項各号」を「附則第12条第23項各号」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同条第8項第5号及び第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」

に改め、同条第11項各号列記以外の部分中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改める。

付則第15条の7第1項第2号中「第10条第6項第4号」を「第10条第7項第6号」に、「第42条の4第6項第4号」を「第42条の4第8項第7号」に、「第68条の9第6項第4号」を「第68条の9第8項第6号」に改める。

付則第20条中「第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項、第45項若しくは第48項」を「第18項、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで、第48項若しくは第49項」に改める。

付則第28条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項各号」を「附則第30条第2項各号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第66条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

付則第28条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項各号」を「附則第30条第3項各号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第66条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円

	5,000円	2,500円
--	--------	--------

付則第28条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項各号」を「附則第30条第4項各号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第66条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

付則第28条第7項を同条第4項とする。

付則第29条第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

(北九州市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 北九州市市税条例の一部を改正する条例(平成29年北九州市条例第19号)の一部を次のように改正する。

北九州市市税条例付則第28条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた」を削り、「平成31年度分」を「当該軽自動車最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の北九州市市税条例(次条及び付則第4条において「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

北九州市事務分掌規則及び北九州市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第22号

北九州市事務分掌規則及び北九州市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則

(北九州市事務分掌規則の一部改正)

第1条 北九州市事務分掌規則(昭和43年北九州市規則第75号)の一部を次のように改正する。

第1条技術監理局技術部技術企画課の項中「調整係」を削り、同条技術監理局技術部指導課の項を次のように改める。

技術支援課

調整係

支援第一係

支援第二係

支援第三係

第1条企画調整局政策部の項の次に次のように加える。

SDGs推進室

SDGs推進係

第1条市民文化スポーツ局文化部の項の次に次のように加える。

東アジア文化都市推進室

企画管理係

第1条保健福祉局地域福祉部介護保険課の項中「地域密着型サービス係」を削り、同条子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課の項及び同条子ども家庭局子ども家庭部青少年課の項を削り、同条子ども家庭局の項に次のように加える。

子育て支援部

子育て支援課

家庭支援係

子ども支援係

医療係

放課後児童係

母子保健係

青少年課

管理係

青少年育成係

第1条環境局環境国際経済部環境国際戦略課の項中「技術移転・交流係」を削り、同条産業経済局総務政策部雇用政策課の項を次のように改める。

産業政策課

産業政策係

第1条産業経済局の項中「新成長戦略推進部」を「雇用・生産性改革推進部」に改め、同条産業経済局新成長戦略推進部産業政策課の項及び同条産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課の項を次のように改める。

雇用政策課

労政企画係

雇用対策係

生産性改革推進課

生産性改革・設備導入推進係

第1条産業経済局新成長戦略推進部国際ビジネス政策課の項を削り、同条産業経済局新成長戦略推進部の項の次に次のように加える。

地域・観光産業振興部

観光課

観光企画係

観光振興係

観光資源磨き上げ係

門司港レトロ課

振興係

商業・サービス産業政策課

商業振興係

サービス産業政策係

M I C E 推進課

都心集客係

第1条産業経済局の項中「企業支援・産学連携部」を「企業立地支援部」に改め、同条産業経済局企業支援・産学連携部新産業振興課の項を削り、同条産業経済局観光にぎわい部の項を次のように改める。

産業イノベーション推進室

新産業係

第1条産業経済局食の魅力創造・発信室の項を削り、同条建設局河川部神

嶽川旦過地区整備室の項中「計画推進係 調整支援係」を「まちづくり支援係 計画推進係 換地係」に改め、

同条建築都市局まちづくり推進部の項を次のように改める。

都市再生推進部

都市再生企画課

事業調整係

企画第一係

企画第二係

都市再生整備課

管理係

事業第一係

事業第二係

まちなか再生支援課

事業第一係

事業第二係

第1条建築都市局住宅部住宅管理課の項中「管理第三係」を「計画保全係」に改め、「整備第一係」「住宅整備第二係」を住宅整備係に改め、同条建築都市局住宅部住宅整備課の項中「整備保全部」を「港湾整備部」に改め、同条港湾空港局整備保全部整備保全課の項を削り、同条港湾空港局整備保全部の項に次のように加える。

整備保全課

管理係

建設係

設計第一係

設計第二係

東部工事係

西部工事第一係

西部工事第二係

第3条危機管理室危機管理課庶務係の項に次の1号を加える。

(7) 災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の総括に関すること。

第3条広報室広報課企画係の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第

5号を第4号とし、同条広報室広報課広報係の項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) ホームページによる広報に関すること。

第3条技術監理局技術部技術企画課調整係の項を削り、同条技術監理局技術部の項中「指導課」を「技術支援課」に改め、同条技術監理局技術部指導指導第一係

課指導第二係の項の前に次のように加える。

指導第三係

調整係

(1) 課の庶務に関すること。

(2) 公共工事の効率化及び適正化に係る総合的な調整に関すること。

(3) 公共工事における総合評価落札方式の評価に関すること。

(4) 建設リサイクルに関すること。

「指導第一係」 「支援第一係」

第3条技術監理局技術部指導課の項中 指導第二係 を 支援第二係 に
指導第三係」 支援第三係」

指導第一係

改め、同条技術監理局技術部指導課指導第二係の項中第1号を削り、第2号
指導第三係

を第1号とし、第3号を第2号とし、同項に次の1号を加える。

(3) 設計に係る技術的支援に関すること。

第3条技術監理局契約部契約制度課物品契約制度係の項第6号を削り、同条技術監理局契約部契約課物品契約係の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条企画調整局政策部政策調整課政策調整係の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条企画調整局政策部の項の次に次のように加える。

SDGs推進室

SDGs推進係

(1) 室の庶務に関すること。

(2) SDGs未来都市の推進に関すること。

(3) 環境未来都市の推進に関すること。

第3条総務局行政経営部行政経営課行政経営係の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 内部統制の総括に関すること。

第3条市民文化スポーツ局文化部の項の次に次のように加える。

東アジア文化都市推進室

企画管理係

- (1) 室の庶務に関すること。
- (2) 東アジア文化都市に関すること。

第3条保健福祉局総務部総務課社会振興係の項第3号を削り、同項第4号中「り災者の援護」を「災害見舞金等」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号及び第9号を削り、第10号を第7号とし、同条保健福祉局総務部地域リハビリテーション推進課管理係の項第6号及び第7号を削り、同項第8号中「育成」の次に「(市の職員に係るものに限る。)」を加え、同号を同項第6号とし、同条保健福祉局総務部地域リハビリテーション推進課障害者福祉係の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同条保健福祉局総務部認知症支援・介護予防センター認知症対策推進係の項第1号中「企画」の次に「、調査等」を加え、同条保健福祉局総務部難病相談支援センター認定審査係の項に次の2号を加える。

- (3) 在宅人工呼吸器使用患者支援事業に関すること。
- (4) その他難病患者等の支援に関すること。

第3条保健福祉局地域福祉部介護保険課保険係の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条保健福祉局地域福祉部介護保険課認定審査係の項に次の1号を加える。

- (2) 要介護及び要支援認定事務(他係の所管に属するものを除く。)に関すること。

第3条保健福祉局地域福祉部介護保険課地域密着型サービス係の項を削り、同条保健福祉局地域福祉部介護保険課施設サービス係の項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 地域密着型サービス事業者の指定に関すること。

第3条保健福祉局健康医療部地域医療課地域医療係の項第6号中「の地方独立行政法人化」を削り、同項に次の2号を加える。

- (7) 地方独立行政法人北九州市立病院機構に関すること。
- (8) 地方独立行政法人北九州市立病院機構評価委員会に関すること。

第3条保健福祉局保健衛生部医務薬務課医務係の項に次の3号を加える。

- (10) 地域保健に係る調査、研究及び啓発に関すること。
- (11) 人口動態調査その他保健関係の統計(国民健康・栄養調査を除く。)に関すること。
- (12) 保健技術者の研修及び育成(市の職員に係るものを除

く。)に関すること。

第3条保健福祉局人権推進センター同和対策課管理系の項第5号中「全国人権同和行政促進協議会」を「同和問題に係る人権啓発」に改め、同条子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課の項及び同条子ども家庭局子ども家庭部青少年課の項を削り、同条子ども家庭局の項に次のように加える。

子育て支援部

子育て支援課

家庭支援係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 母子福祉資金の貸付けその他母子福祉に関すること。
- (3) 父子福祉資金の貸付けその他父子福祉に関すること。
- (4) 寡婦福祉資金の貸付けその他寡婦福祉に関すること。
- (5) 助産施設及び母子生活支援施設に関すること。
- (6) 婦人保護に関すること。

子ども支援係

- (1) 児童の健全育成及び児童福祉思想の普及に関すること。
- (2) 児童福祉施設（他局、他課及び他係の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (3) 児童手当に関すること。
- (4) 児童扶養手当及び北九州市災害遺児手当に関すること。
- (5) 児童委員に関すること。
- (6) 児童虐待防止に係る周知、啓発等に関すること。
- (7) 子ども総合センターとの連絡（他局の所管に属するものを除く。）に関すること。

医療係

- (1) 子ども医療費及びひとり親家庭等医療費の支給事業の企画、啓発及び統計調査に関すること。
- (2) 子ども医療費及びひとり親家庭等医療費の受給資格者の資格に係る事務及び医療証に係る事務の調整に関すること。
- (3) 子ども医療費及びひとり親家庭等医療費の支給に関連する返還金の請求事務に関すること。
- (4) 子ども医療費及びひとり親家庭等医療費の保険医療機関等への支給等に関すること。

放課後児童係

- (1) 放課後児童クラブに関すること。
- (2) 児童館に関すること。
- (3) 地域における子育て支援に関すること。

母子保健係

- (1) 母子保健に関すること。

青少年課
管理係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 児童文化科学館その他の青少年教育施設の管理及び連絡調整に関すること。

青少年育成係

- (1) 青少年の指導育成に関すること。
- (2) 青少年対策の企画及び連絡調整に関すること。
- (3) 青少年関係団体に関すること。
- (4) 青少年問題協議会に関すること。

第3条環境局環境国際経済部環境国際戦略課事業運営係の項に次の1号を加える。

- (2) 環境国際ビジネス促進事業に関すること。

第3条環境局環境国際経済部環境国際戦略課技術移転・交流係の項を削り、同条産業経済局総務政策部雇用政策課の項を次のように改める。

産業政策課

産業政策係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 産業振興政策の総括に関すること。
- (3) 産業振興政策に関する企画及び調査に関すること。
- (4) 地域経済に関する調査及び研究に関すること。
- (5) 新成長戦略に関する総括及び政策調整に関すること。
- (6) 特定分野に属さない産業政策の調整に関すること。

第3条産業経済局の項中「新成長戦略推進部」を「雇用・生産性改革推進部」に改め、同条産業経済局新成長戦略推進部産業政策課の項及び同条産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課の項を次のように改める。

雇用政策課

労政企画係

- (1) 部、課の庶務に関すること。
- (2) 雇用に関する情報の収集及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 労働に関する情報の収集及び労働団体に関すること。
- (4) その他雇用政策に関すること。

雇用対策係

- (1) 若者ワークプラザ北九州に関すること。
- (2) U・Iターン応援北九州オフィスに関すること。

- (3) 高年齢者就業支援センターに関する事。
- (4) シルバー人材センターに関する事。
- (5) 新卒者の地元就職促進に関する事。
- (6) 地元企業の魅力発信及び人材確保の支援に関する事。
- (7) 技術及び技能の振興及び継承に関する事。
- (8) 産業技術保存継承センターに関する事。
- (9) その他失業対策等雇用機会の創出に関する事。

生産性改革推進課

生産性改革・設備導入推進係

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 地域企業の労働生産性の向上及び柔軟な働き方の推進に関する事。
- (3) 創業支援に関する事。
- (4) スタートアップ創出支援に関する事。
- (5) ベンチャー企業の創出に関する事。

第3条産業経済局新成長戦略推進部中小企業振興課中小企業振興係の項に次の3号を加える。

- (7) 国際ビジネスの振興に関する事。
- (8) 貿易関連企業及び貿易関係団体の育成及び支援に関する事。
- (9) 貿易関連機関及び貿易関係団体との連絡調整に関する事。

第3条産業経済局新成長戦略推進部国際ビジネス政策課の項を削り、同条産業経済局新成長戦略推進部の項の次に次のように加える。

地域・観光産業振興部

観光課

観光企画係

- (1) 部、課の庶務に関する事。
- (2) 観光振興に関する計画に関する事。
- (3) 観光に関する企画及び調査に関する事。

観光振興係

- (1) 観光宣伝及び観光客誘致の総括に関する事。
- (2) 物産の振興に関する事。
- (3) 集客交流産業の振興に関する事。
- (4) 環境観光及びものづくり観光に関する事。
- (5) ご当地グルメの振興に関する事。

観光資源磨き上げ係

- (1) 観光施設（他課の所管に属するものを除く。）の整備及

び運営に関すること。

門司港レトロ課

振興係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 門司港レトロに係る観光振興に関すること。
- (3) 門司港レトロに係る観光事業者、団体等の活性化に関すること。
- (4) 門司港レトロに係る関係機関等の窓口及び連絡調整に関すること。
- (5) 門司港レトロに係る観光施設の管理運営に関すること。

商業・サービス産業政策課

商業振興係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 商店街の振興に関すること。
- (3) 商業振興に関する企画及び調査に関すること。
- (4) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に関すること。
- (5) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に関すること。
- (6) 関係団体との連絡調整に関すること。

サービス産業政策係

- (1) サービス産業の振興に関すること。
- (2) サービス産業の振興に係る関係部局との連絡調整に関すること。
- (3) 食品ビジネスの振興に関すること。

MICE推進課

都心集客係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) MICE戦略に関すること。
- (3) イベント戦略に関すること。
- (4) 北九州観光コンベンション協会に関すること。

第3条産業経済局の項中「企業支援・産学連携部」を「企業立地支援部」に改め、同条産業経済局企業支援・産学連携部新産業振興課の項を削り、同条産業経済局観光にぎわい部の項を次のように改める。

産業イノベーション推進室

新産業係

- (1) 室の庶務に関すること。
- (2) 産学連携及び学術振興の総括に関すること。

- (3) 共同研究及び技術開発の支援に関すること。
- (4) 技術移転の推進に関すること。
- (5) 北九州学術研究都市の整備及び施設の管理運営に関すること。
- (6) 北九州産業学術推進機構に関すること。
- (7) 次世代エネルギー産業、先端産業及びロボット産業の振興に関すること。
- (8) 科学技術政策に関する企画及び調査に関すること。
- (9) 株式会社北九州テクノセンターに関すること。
- (10) その他新産業の創出及び振興に関すること。

第3条産業経済局農林水産部農林課企画・生産振興係の項に次の2号を加える。

- (8) 地元産品の6次産業化の推進に関すること。
- (9) 地産地消の推進に関すること。

第3条産業経済局農林水産部水産課漁政係の項に次の1号を加える。

- (6) 水産金融に関すること。

第3条産業経済局農林水産部水産課水産振興係の項第5号中「水産金融」を「水産物生鮮食品の食品表示調査」に改め、同条産業経済局食の魅力創造・発信室の項を削り、同条建設局河川部神嶽川旦過地区整備室の項を次のように改める。

神嶽川旦過地区整備室

まちづくり支援係

- (1) 神嶽川旦過地区の整備に係るまちづくりの支援に関すること。

計画推進係

- (1) 神嶽川旦過地区の整備に係る事業計画、実施計画及び事業の進捗管理に関すること。
- (2) 神嶽川旦過地区の整備に係る国及び県との協議及び調整に関すること。

換地係

- (1) 神嶽川旦過地区の整備に係る換地に関する設計、協議及び地元との調整に関すること。

第3条建築都市局の項中「まちづくり推進部」を「都市再生推進部」に改め、同条建築都市局まちづくり推進部の項中「まちづくり推進課」を「都市再生企画課」に改め、同条建築都市局まちづくり推進部まちづくり推進課事業調整係の項第5号を削り、同項第6号中「都心・副都心等の」を削り、同号を同項第5号とし、同条建築都市局まちづくり推進部まちづくり推進課の項に次のように加える。

企画第一係

企画第二係

- (1) 大規模未利用地における開発の誘導（他課の所管に属するものを除く。）に関する事。

第3条建築都市局まちづくり推進部の項中「区画整理課」を「都市再生整備課」に改め、同条建築都市局まちづくり推進部区画整理課管理係の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同項第8号中「登記」の次に「及び保留地の処分」を加え、同号を同項第7号とし、同項中第9号を削り、第10号を第8号とし、第11号を第9号とし、同条建築都市局まちづくり推進部区画整理課の項中「調整係」を「事業第一係 事業第二係」に改め、同条建築都市局まちづくり推進部区画整理課調整係の項第2号中「国庫補助要望」を「予算及び国庫補助要望」に改め、同項第3号中「計画決定」を「都市計画決定」に改め、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条建築都市局まちづくり推進部再開発課の項を次のように改める。

まちなか再生支援課

事業第一係

事業第二係

- (1) 課の庶務に関する事（事業第一係に限る。）。
- (2) 都市機能誘導区域内における民間開発の誘導に関する事。
- (3) 市街地再開発事業に関する事。
- (4) 優良建築物等整備事業に関する事。
- (5) 住宅市街地総合整備事業に関する事。

第3条建築都市局住宅部住宅管理課管理第一係の項に次の1号を加える。

- (7) 住宅新築資金等貸付事業に関する事。

第3条建築都市局住宅部住宅管理課管理第二係の項第1号及び第2号を削り、同項第3号中「（管理第三係の所管に属するものを除く。）」を削り、同号を同項第1号とし、同項第4号中「（管理第三係の所管に属するものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項第5号を削り、同項第6号中「（管理第三係の所管に属するものを除く。）」を削り、同号を同項第3号とし、同項第7号を削り、同項第8号中「（管理第三係の所管に属するものを除く。）」を削り、同号を同項第4号とし、同項に次の2号を加える。

- (5) 市営住宅の不正入居及び適正入居に関する事。
- (6) 市営住宅における暴力団員等の排除に関する事。

第3条建築都市局住宅部住宅管理課管理第三係の項を次のように改める。

計画保全係

- (1) 市営住宅の用途廃止及び処分に関すること。
- (2) 市営住宅及び共同施設並びに団地内敷地の管理に関する
こと。
- (3) 市営住宅の増改築及び模様替等の承認に関すること。
- (4) 管理台帳に関すること。

第3条建築都市局住宅部住宅管理課訴訟係の項第4号を削り、同条建築都市局住宅部住宅整備課用地活用係の項に次の1号を加える。

- (3) 課所管事業に伴う補償に関すること。

第3条建築都市局住宅部住宅整備課の項中「整備第一係
整備第二係」を「住宅整備係
整備第一係
整備第二係」に改め、同条建築都市局住宅部住宅整備課の項第2号及び第3号を削り、同条建築都市局住宅部住宅整備課の項に次のように加える。

住宅改善係

- (1) 既設市営住宅の改善事業の計画、起工等に関すること。

第3条建築都市局建築部電気設備課の項第3号中「、病院局」を削り、同条港湾空港局港営部港営課海務・情報係の項に次の1号を加える。

- (8) 基幹統計その他港湾に関する各種統計に関すること。

第3条港湾空港局港営部物流振興課物流振興係の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条港湾空港局の項中「整備保全部」を「港湾整備部」に改め、同条港湾空港局整備保全部整備保全課の項を削り、同条港湾空港局整備保全部計画課計画第一係の項第1号中「課」を「部、課」に改め、同条港湾空港局整備保全部の項に次のように加える。

整備保全課

管理係

- (1) 課の庶務（部内他課の支払等の事務を含む。）に関する
こと。
- (2) 軽微な工事及び業務委託（工事に係るものを除く。）の
契約に関すること。
- (3) 港湾環境整備負担金に関すること。
- (4) 部の所管に属する財産の管理に関すること。
- (5) 工事に係る土地、工作物その他の物件の取得、移転及び
借受け並びにこれらに伴う調整及び補償に関すること。
- (6) 港湾事業の調査及び調整に関すること。

建設係

- (1) 港湾施設及び海岸保全施設に係る工事の施工の総括に関

すること。

- (2) 補助事業の申請、請求及び積算に関すること。
- (3) 港湾区域内、港湾隣接地域内及び海岸保全区域内の行為等の規制に関する技術審査の総括に関すること。
- (4) 公有水面（海面に限る。）埋立の免許の技術審査に関すること。
- (5) 港湾施設及び海岸保全施設の維持管理計画に基づく施設（建築設備を除く。）の点検及び診断に関すること。

設計第一係

- (1) 港湾施設及び海岸保全施設に係る工事の調査及び設計に関すること。
- (2) 工事の検査に関すること。
- (3) 港湾施設及び海岸保全施設の維持管理計画に基づく施設（建築設備を除く。）の点検及び診断の総括に関すること。
- (4) 維持管理計画に対する技術的指導に関すること。

設計第二係

- (1) 港湾施設及び海岸保全施設に係る工事の調査及び設計に関すること。
- (2) 工事の検査に関すること。
- (3) 港湾施設及び海岸保全施設の維持管理計画に基づく施設（建築設備を除く。）の点検及び診断に関すること。

東部工事係

- (1) 東部地区（門司区、小倉北区及び小倉南区をいう。以下同じ。）における港湾施設の保全及び維持修繕に係る工事に関すること。
- (2) 東部地区における港湾施設の改築に係る工事の調査、設計及び施工に関すること。
- (3) 東部地区における港湾区域内、港湾隣接地域内及び海岸保全区域内の行為等の規制に関する技術審査に関すること。
- (4) 港湾施設及び海岸保全施設の維持管理計画に基づく施設（建築設備を除く。）の点検及び診断に関すること。

西部工事第一係

- (1) 西部地区（若松区（響灘地区を除く。）、八幡東区、八幡西区及び戸畑区をいう。以下同じ。）における港湾施設の保全及び維持修繕に係る工事に関すること。
- (2) 西部地区における港湾施設の改築に係る工事の調査、設計及び施工に関すること。
- (3) 西部地区における港湾区域内、港湾隣接地域内及び海岸

保全区域内の行為等の規制に関する技術審査に関すること。

- (4) 港湾施設及び海岸保全施設の維持管理計画に基づく施設（建築設備を除く。）の点検及び診断に関すること。

西部工事第二係

- (1) 響灘地区における港湾施設の保全及び維持修繕に係る工事に関すること（緊急工事を除く。）。
- (2) 響灘地区における港湾施設の改築に係る工事の調査、設計及び施工に関すること。
- (3) 響灘地区における港湾区域内、港湾隣接地域内及び海岸保全区域内の行為等の規制に関する技術審査に関すること。
- (4) 港湾施設及び海岸保全施設の維持管理計画に基づく施設（建築設備を除く。）の点検及び診断に関すること。

第5条第15項中「介護サービス担当課長」の次に「、児童育成担当課長」を加え、同項を同条第16項とし、同条中第14項を第15項とし、第10項から第13項までを1項ずつ繰り下げ、第9項の次に次の1項を加える。

- 10 子ども家庭局子育て支援部に地域における子育て支援等を担任する児童育成担当課長を置く。

第7条中「秘書室次長」の次に「、SDGs推進室長」を、「区政事務センター所長」の次に「、東アジア文化都市推進室次長」を加え、「食の魅力創造・発信室次長」を「産業イノベーション推進室次長」に改める。

第8条第7項中「介護サービス担当課長」の次に「、児童育成担当課長」を加える。

（北九州市事業所事務分掌規則の一部改正）

第2条 北九州市事業所事務分掌規則（昭和43年北九州市規則第77号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「子ども家庭部」を「子育て支援部」に、「総務政策部」を「地域・観光産業振興部」に、

「

まちづくり推進部	学術・研究都市開発事務所	北九州市八幡西区大浦二丁目13番7号	第3類	所長
	北九州市折尾総合整備事務所	北九州市八幡西区北鷹見町13番10号	第2類	所長

」

を

	北九州市折尾 総合整備事務 所	北九州市八幡 西区北鷹見町 13番10号	第2類	所長	に、
--	-----------------------	----------------------------	-----	----	----

北九州市立穴 生保育所	北九州市八幡 西区鷹の巣一 丁目3番21 号	第4類	所長	を
北九州市立折 尾保育所	北九州市八幡 西区北鷹見町 12番24号	第4類	所長	

北九州市立折 尾保育所	北九州市八幡 西区北鷹見町 12番24号	第4類	所長	に
----------------	----------------------------	-----	----	---

改める。

別表第2の文書館管理系の項第4号中「情報公開審査会」を「情報公開制度」に改め、同項第5号中「個人情報保護審査会その他個人情報」を「個人情報保護制度その他保有個人情報」に改め、同項中第8号を削り、第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 情報公開審査会に関する事。

(7) 個人情報保護審査会に関する事。

別表第2の学術・研究都市開発事務所の項を削る。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(北九州市公印規則の一部改正)

2 北九州市公印規則(昭和38年北九州市規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1の専用市長印の中小企業振興課専用北九州市長印の項中

産業経済局 新成長戦略 推進部中小 企業振興課 長	産業経済局 新成長戦略 推進部中小 企業振興課
---------------------------------------	----------------------------------

産業経済局 雇用・生産 性改革推進 部中小企業 振興課長	産業経済局 雇用・生産 性改革推進 部中小企業 振興課
--	---

改め、同表の専用市長印の項中

整備事務所専 用北九州市長 印	22	市長名をも ってする整 備事務所 における公文 書用	整備事務 所庶務課 長	整備事務 所庶務課
国土利用計画 法事務専用北 九州市長印	23	市長名をも ってする国 土利用計画 法（昭和4 9年法律第 92号）に 基づく事務 に係る公文 書（辞令及 び身分証明 書を除く。 ）用	建築都市 局計画部 都市計画 課長	建築都市 局計画部 都市計画 課

整備事務所専 用北九州市長 印	22	市長名をも ってする整 備事務所 における公文 書用	整備事務 所庶務課 長	整備事務 所庶務課
-----------------------	----	--	-------------------	--------------

「 24 」 を 「 23 」 に、

学術・研究都市開発事務所 専用北九州市長印	25	市長名をも つてする学 術・研究都 市開発事務 所における 公文書用	学術・研 究都市開 発事務所 長	学術・研 究都市開 発事務所	を
		市長名をも つてする折 尾総合整備 事務所にお ける公文書 用	折尾総合 整備事務 所計画課 長	折尾総合 整備事務 所計画課	

折尾総合整備 事務所専用北 九州市長印	24	市長名をも つてする折 尾総合整備 事務所にお ける公文書 用	折尾総合 整備事務 所計画課 長	折尾総合 整備事務 所計画課	に、

「 26 」 を 「 25 」 に、

「 27 」 を 「 26 」 に、

「 28 」 を 「 27 」 に、

「 29 」 を 「 28 」 に、

30	29
31	30
32	31

消防専用北九州市長印	方 24	33	市長名をもってする消防局における公文書用	消防局総務部総務課長及び消防署予防課長	消防局総務部総務課及び消防署予防課
上下水道専用北九州市長印			市長名をもってする上下水道局における公文書用	上下水道局総務経営部総務課長	上下水道局総務経営部総務課
交通専用北九州市長印			市長名をもってする交通局における公文書用	交通局総務経営課長	交通局総務経営課
病院専用北九州市長印	方 23		市長名をもってする病院局における公文書用	病院局総務課長	病院局総務課
公営競技専用北九州市長印	方 24		市長名をもってする公営競技局における公文書用	公営競技局総務課長	公営競技局総務課

を

教育委員会専用北九州市長印			市長名をもってする教育委員会事務局及び教育委員会教育機関（中央図書館、視聴覚センター及び子ども図書館に限る。）で補助執行する市長事務用	教育委員会事務局総務部総務課長	教育委員会事務局総務部総務課
帳票類専用北九州市長印	方 15		市長名をもってする総務局長が指定する帳票用	文書課長	総務局総務部文書課
	方 8				

消防専用北九州市長印	方 24	32	市長名をもってする消防局における公文書用	消防局総務部総務課長及び消防署予防課長	消防局総務部総務課及び消防署予防課
上下水道専用北九州市長印			市長名をもってする上下水道局における公文書用	上下水道局総務経営部総務課長	上下水道局総務経営部総務課
交通専用北九			市長名をも	交通局総	交通局総

州市長印		ってする交 通局におけ る公文書用	務経営課 長	務経営課
公営競技専用 北九州市長印		市長名をも ってする公 営競技局に おける公文 書用	公営競技 局総務課 長	公営競技 局総務課
教育委員会専 用北九州市長 印		市長名をも ってする教 育委員会事 務局及び教 育委員会教 育機関（中 央図書館、 視聴覚セン ター及び子 ども図書館 に限る。） で補助執行 する市長事 務用	教育委員 会事務局 総務部総 務課長	教育委員 会事務局 総務部総 務課
帳票類専用北 九州市長印	方 15	市長名をも ってする総 務局長が指 定する帳票 用	文書課長	総務局総 務部文書 課
	方 8			

に、

「34」を「33」に

改める。

別表第2の3 専用市長印の表中ひな型23を削り、ひな型24をひな型23とし、ひな型25からひな型34までを1ずつ繰り上げる。

(北九州市青少年問題協議会規則の一部改正)

- 3 北九州市青少年問題協議会規則(昭和38年北九州市規則第73号)の一部を次のように改正する。

第7条中「子ども家庭局子ども家庭部青少年課」を「子ども家庭局子育て支援部青少年課」に改める。

(北九州市会計規則の一部改正)

- 4 北九州市会計規則(昭和39年北九州市規則第49号)の一部を次のように改正する。

別表第1の会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の技術監理局の項中「指導課」を「技術支援課」に改め、同表の会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

「

	世界遺産課	世界遺産課長	を
--	-------	--------	---

」

「

	世界遺産課	世界遺産課長	に、
	SDGs推進室	SDGs推進室次長	

」

「

	埋蔵文化財センター	埋蔵文化財センター所長	を
--	-----------	-------------	---

」

「

	埋蔵文化財センター	埋蔵文化財センター所長	に、
	東アジア文化都市推進室	東アジア文化都市推進室次長	

」

「

	子育て支援課	子育て支援課長
--	--------	---------

」

	保育課	保育課長	を
	青少年課	青少年課長	

	保育課	保育課長	に、
子育て支援部	子育て支援課	子育て支援課長	
	青少年課	青少年課長	

	雇用政策課	雇用政策課長	を
新成長戦略推進部	産業政策課	産業政策課長	
	商業・サービス産業政策課	商業・サービス産業政策課長	
	中小企業振興課	中小企業振興課長	
	国際ビジネス政策課	国際ビジネス政策課長	
企業支援・産学連携部	企業立地支援課	企業立地支援課長	
	新産業振興課	新産業振興課長	
観光にぎわい部	観光課	観光課長	
	M I C E 推進課	M I C E 推進課長	

	産業政策課	産業政策課長
--	-------	--------

雇用・生産性改革推進部	雇用政策課	雇用政策課長
	生産性改革推進課	生産性改革推進課長
	中小企業振興課	中小企業振興課長
地域・観光産業振興部	観光課	観光課長
	商業・サービス産業政策課	商業・サービス産業政策課長
	M I C E 推進課	M I C E 推進課長
企業立地支援部	企業立地支援課	企業立地支援課長
産業イノベーション推進室		産業イノベーション推進室次長

に、

	鳥獣被害対策課	鳥獣被害対策課長
食の魅力創造・発信室		食の魅力創造・発信室次長

を

	鳥獣被害対策課	鳥獣被害対策課長
--	---------	----------

に、

まちづくり推進部	まちづくり推進課	まちづくり推進課長
	区画整理課	区画整理課長
	再開発課	再開発課長

を

都市再生推進部	都市再生企画課		都市再生企画課長	に
	都市再生整備課		都市再生整備課長	
	まちなか再生支援課		まちなか再生支援課長	

改める。

別表第2の門司区会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中「観光部」を「地域・観光産業振興部」に、

整備保全部	整備保全課		整備保全課長	を
	計画課		計画課長	

港湾整備部	計画課		計画課長	に
	整備保全課		整備保全課長	

改め、同表の八幡西区会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

	工務第二課		工務第二課長	を
建築都市局	まちづくり推進部	学術・研究都市開発事務所	学術・研究都市開発事務所長	

	工務第二課		工務第二課長	に
--	-------	--	--------	---

改め、同表の戸畑区会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において

取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中「総務政策部」を「地域・観光産業振興部」に改める。

(勤務時間等の特例に関する規則の一部改正)

5 勤務時間等の特例に関する規則（平成3年北九州市規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表の市民文化スポーツ局の生涯学習総合センターの項中「一般事務員」を「一般事務員
一般技術員」に改め、同表の市民文化スポーツ局の安全・安心推進部の項中「正午から午後1時まで」を「勤務時間中に1時間とし、その時限は所属長が定める。」に改め、同表の市民文化スポーツ局の松本清張記念館の項

中「一般事務員」を「一般事務員
学芸員」に改め、同表の市民文化スポーツ局の文学館の項中「一般事務員」を「一般事務員
学芸員」に、

「

遅出	日曜日等	午前9時 30分	午後6時 15分
	日曜日等 以外の日	午前10 時30分	午後7時 15分

を

」

「

遅出	午前9時 30分	午後6時 15分
----	-------------	-------------

に

」

改め、同表の市民文化スポーツ局の漫画ミュージアムの項中「午前11時45分」を「午前11時30分」に、「午後8時30分」を「午後8時15分」に改め、同表の子ども家庭局の項中「子ども家庭部」を「子育て支援部」に改め、同表の産業経済局の項中「総務政策部」を「地域・観光産業振興部」に、

「

A	午前6時 30分	午後6時 35分
B	午前6時	午後6時

を

「

	午前6時	午後6時
--	------	------

に

	30分	35分
C	午前6時 30分	午後6時 35分

	30分	35分
--	-----	-----

改め、同表の八幡西区役所の項中「穴生保育所及び」を削り、同表の注書第6項中「産業経済局総務政策部渡船事業所小倉渡船」を「産業経済局地域・観光産業振興部渡船事業所小倉渡船」に改める。

北九州市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第24号

北九州市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和44年北九州市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第4の常時介護を要する状態の（1）の項中「10万5,290円」を「16万5,150円」に改め、同表の常時介護を要する状態の（2）の項中「5万7,190円」を「7万790円」に改め、同表の随時介護を要する状態の（1）の項中「5万2,650円」を「8万2,580円」に改め、同表の随時介護を要する状態の（2）の項中「2万8,600円」を「3万5,400円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第4の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

北九州市消防局消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第25号

北九州市消防局消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

北九州市消防局消防職員委員会に関する規則（平成8年北九州市規則第68号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「職務」を「職務等」に改め、同条に次の2項を加える。

2 委員長の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員長は、再任されることができる。

第10条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「委員会の会議は、委員長が招集する。この」を「前項の」に改め、「取扱い」の次に「（審議の対象としない場合にあつては、その理由を含む。）」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会の会議は、委員長が招集する。この場合において、当該会議に係る前条第1項の規定による意見の提出のための期間を十分に確保するとともに、職員全員に対し、あらかじめ、当該期間並びに会議の日時及び場所を周知するものとする。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（運営上の留意事項）

第13条 消防局長及び委員長は、委員会が、職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に職員の意見を反映しやすくすることにより、職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを旨としていることに鑑み、職員が意見を提出しやすい環境づくり並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めなければならない。

様式を次のように改める。

様式（第9条関係）

意 見 書

提出者所属名	意見提出日	年 月 日	※2 整理番号
提出者職氏名	※1 意見取りまとめ者受付	年 月 日	
※1 意見取りまとめ者氏名	※2 受 付	年 月 日	
（意見取りまとめ者を經由する場合）意見取りまとめ者から消防局総務部人事課への提出において希望する提出者職氏名の取扱い 記名 ・ 匿名			

北九州市消防局消防職員委員会に関する規則第9条の規定により、意見を提出します。	
件 名	
区 分	1 消防職員の勤務条件及び厚生福利 2 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品 3 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設
現 状	
意見の内容	

注1 ※1欄は意見取りまとめ者が記入し、※2欄は空欄とすること。

2 必要な資料があれば添付すること。

（日本工業規格A4）

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

地方独立行政法人北九州市立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第26号

地方独立行政法人北九州市立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第13条第4項及び第6項第2号、第22条第2項、第26条第1項及び第2項第7号、第27条第1項、第28条第2項、第34条各項、第35条第1項、第40条第6項、第46条並びに第56条の2第1号及び第2号並びに北九州市地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例（平成16年北九州市条例第62号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「法人」という。）の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査報告の作成等)

第2条 法第13条第4項の規定により規則で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。以下この条及び第13条第2項第1号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

(1) 法人の役員及び職員

(2) 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、法人の他の監事その他これらの者に相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 監事の監査の方法及びその内容
 - (2) 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見
 - (3) 法人の役員職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見
 - (4) 法人の役員職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実
 - (5) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
 - (6) 監査報告を作成した日
- (監事の調査の対象となる書類)

第3条 法第13条第6項第2号の規則で定める書類は、法、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）、地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号）及びこの規則の規定に基づき市長に提出する書類とする。

(業務方法書の記載事項)

第4条 法第22条第2項に規定する規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 法人の定款に規定する業務に関する事項
 - (2) 業務委託の基準
 - (3) 競争入札その他契約に関する基本的事項
 - (4) 前3号に定めるもののほか、法人の業務の執行に関し必要な事項
- (中期計画の認可の申請)

第5条 法人は、法第26条第1項前段の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を当該中期計画の最初の事業年度の開始の日の2月前までに、市長に提出しなければならない。

2 法人は、法第26条第1項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(中期計画の記載事項)

第6条 法第26条第2項第7号の規則で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第25条第2項第4号及び第5号に掲げられた事項について定められた目標を達成するためとるべき措置

- (2) 施設及び設備の整備に関する計画
- (3) 人事に関する計画
- (4) 中期目標の期間を超える債務負担
- (5) 法第40条第4項の規定により次の中期目標の期間における業務の財源に充てる積立金の処分に関する計画
- (6) 前各号に定めるもののほか、法人の業務運営に関し必要な事項
(年度計画の記載事項等)

第7条 法第27条第1項に規定する年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 法人は、法第27条第1項に規定する年度計画を変更したときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を遅滞なく市長に提出しなければならない。

(業務実績等報告書の記載事項等)

第8条 法第28条第2項に規定する報告書には、当該報告書が次の表の左欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに、同表の右欄に掲げる事項を記載しなければならない。

1 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	当該事業年度に係る年度計画に定めた項目	<p>(1) 当該事業年度における業務の実績とし、当該業務の実績は、当該項目が法第25条第2項第2号に掲げる事項に係るものである場合には次のアからウまで、同項第3号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合には次のア及びイに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>ア 年度計画の実施状況</p> <p>イ 中期計画で当該項目に係る指標を定めた場合には、当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値</p> <p>ウ 当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報</p> <p>(2) 前号に掲げる業務の実績について法</p>
---	---------------------	--

		<p>人が評価を行った結果とし、当該評価を行った結果は、次のアからウまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>ア 当該評価を行った理由</p> <p>イ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ウ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>
2 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	中期計画に定めた項目	<p>(1) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績</p> <p>(2) 前号に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果とし、当該評価を行った結果は、当該評価を行った理由を明らかにしたものでなければならない。</p>
3 中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	中期計画に定めた項目	<p>(1) 中期目標の期間における業務の実績</p> <p>(2) 前号に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果とし、当該評価を行った結果は、当該評価を行った理由を明らかにしたものでなければならない。</p>

2 法人は、前項に規定する報告書を市長に提出したときは、速やかに、当該

報告書を適切な方法により公表するものとする。

(特定の償却資産の指定等)

第9条 市長は、法人が取得する償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものを、当該資産の取得までの間に限り指定することができる。

2 前項の規定により指定された資産については、当該資産の減価償却費相当額は、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。

(財務諸表)

第10条 法第34条第1項に規定する規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解(平成16年総務省告示第221号。第13条第4項第2号アにおいて「地方独立行政法人会計基準」という。)に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(事業報告書の作成)

第11条 法第34条第2項の規則により規則で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 法人に関する基礎的な情報

ア 目標、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、設立団体、組織図その他の法人の概要

イ 事務所(従たる事務所を含む。)の所在地

ウ 資本金の額(前事業年度末からの増減を含む。)

エ 役員の名、役職、任期、担当及び経歴

オ 常勤職員の数(前事業年度末からの増減を含む。)及び平均年齢並びに法人への出向者の数

カ 非常勤職員の数

(2) 財務諸表の要約

(3) 財務情報

ア 財務諸表に記載された事項の概要

イ 重要な施設等の整備等の状況

ウ 予算及び決算の概要

(4) 事業に関する説明

ア 財源の内訳

イ 財務情報及び業務の実績に基づく説明

(5) その他事業に関する事項

(財務諸表等の閲覧期間)

第12条 法第34条第3項の規定する規則で定める期間は、5年とする。

(会計監査報告の作成等)

第13条 法第35条第1項の規定により規則で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。

(1) 法人の役員及び職員

(2) 前号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 前項の規定は、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 会計監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 会計監査人の監査の方法及びその内容

(2) 財務諸表(利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。)が法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のアからウまでに掲げる意見の区分に応じ、当該アからウまでに定める事項

ア 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が地方独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

イ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き地方独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項及び除外した理由

ウ 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

(3) 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

(4) 追記情報

(5) 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書に関し必要

な報告

(6) 会計監査報告を作成した日

5 前項第4号の追記情報とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関し説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

(1) 正当な理由による会計方針の変更

(2) 重要な偶発事象

(3) 重要な後発事象

(積立金の処分に係る承認の申請)

第14条 法人は、中期目標の期間の最後の事業年度（次条及び第16条において「期間最後の事業年度」という。）に係る法第40条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第4項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の6月30日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。

(1) 承認を受けようとする金額

(2) 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

(納付金の納付の手續)

第15条 法人は、法第40条第5項の規定により納付すべき残余があるときは、当該残余の額の計算の基礎を明らかにした書類を、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の6月30日までに、市長に提出しなければならない。

(納付金の納付期限)

第16条 法第40条第5項の規定により納付すべき残余は、期間最後の事業年度の次の事業年度の7月10日までに納付しなければならない。

(短期借入金の認可の申請)

第17条 法人は、法第41条第1項ただし書に規定する短期借入金の認可を受けようとするとき又は同条第2項ただし書に規定する短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 借入れを必要とする理由

(2) 借入金の額

(3) 借入先

(4) 借入金の利率

- (5) 借入金の償還の方法及び期限
- (6) 利息の支払の方法及び期限
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(条例第2条に規定する市長が定める財産)

第18条 条例第2条に規定する市長が定める財産は、地方公共団体からの出資に係る財産のうち法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価格が50万円未満のものとする。

(重要な財産の処分等の認可の申請)

第19条 法人は、法第44条第1項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること(以下この条において「処分等」という。)について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 処分等に係る財産の内容及び予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとする場合にあっては、その適正な見積価格)
- (2) 処分等の条件
- (3) 処分等の方法
- (4) 処分等を行っても法人の業務運営上支障がない旨及びその理由
(内部組織)

第20条 法第56条の2第1号に規定する法人の内部組織として規則で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として市長が定めるもの(次項において「現内部組織」という。)であって再就職者(同号に規定する再就職者をいい、離職後2年を経過した者を除く。同項において同じ。)が離職前5年間に在職していたものとする。

2 直近7年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織として市長が定めるものであって再就職者が離職前5年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織(当該内部組織が現内部組織である場合にあっては、他の現内部組織)が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前5年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

(管理又は監督の地位)

第21条 法第56条の2第2号に規定する管理又は監督の地位として規則で定めるものは、法人の重要な組織の長若しくは法人の職員の給与の支給の基準に基づき管理職手当の支給を受ける地位又はこれらに準ずる地位として法人が定めるものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
(中期計画の認可の申請の特例)
- 2 法人の成立後の最初の事業年度の属する中期計画の認可の申請に係る第5条第1項の規定の適用については、同項中「当該中期計画の最初の事業年度の開始の日の2月前までに」とあるのは、「法第25条第1項の規定による市長の指示を受けた後遅滞なく」とする。

北九州市病院事業財務規則をここに公布する。

平成31年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第27号

北九州市病院事業財務規則

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 伝票及び帳簿並びに勘定科目

第1節 会計伝票（第5条—第7条）

第2節 帳簿（第8条—第10条）

第3節 勘定科目（第11条）

第3章 金銭会計

第1節 収入（第12条—第25条）

第2節 支出（第26条—第46条）

第3節 振替（第47条・第48条）

第4章 預り金及び預り有価証券（第49条—第52条）

第5章 物品（第53条—第56条）

第6章 固定資産

第1節 通則（第57条—第59条）

第2節 取得（第60条—第66条）

第3節 管理及び処分（第67条—第70条）

第4節 減価償却（第71条—第74条）

第5節 整理（第75条—第77条）

第6節 減損会計（第78条—第80条）

第7節 リース会計（第81条—第83条）

第7章 決算（第84条—第87条）

第8章 引当金（第88条・第89条）

第9章 報告セグメント（第90条）

第10章 雑則（第91条—第93条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 病院事業の会計（以下「この会計」という。）その他財務に関する処理については、法令その他別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(企業出納員)

第2条 保健福祉局に企業出納員を置く。

2 企業出納員は、保健福祉局健康医療部地域医療課長（以下「地域医療課長」という。）をもって充てる。

3 企業出納員に事故があるとき、又は企業出納員が欠けたときは、保健福祉局総務部総務課長を企業出納員に充てる。

4 企業出納員は、市長の命を受けて、公金の出納及び保管に関する事務、物品の出納及び保管に関する事務その他の会計事務をつかさどる。

(善管注意義務)

第3条 企業出納員は、善良な管理者の注意をもって、現金その他の資産を取り扱わなければならない。

(金融機関の出納事務取扱い)

第4条 市長は、公金の出納事務の一部を、北九州市病院事業出納取扱金融機関（以下「出納取扱金融機関」という。）に取り扱わせるものとする。

2 この規則に定めるもののほか、出納取扱金融機関の事務取扱いについては、市長が別に定める。

第2章 伝票及び帳簿並びに勘定科目

第1節 会計伝票

(会計伝票の発行)

第5条 この会計に関する取引については、その取引の発生の都度、証拠となるべき書類に基づいて、会計伝票を発行するものとする。

2 前項の規定は、発行済みの会計伝票について、過誤その他の理由によりその発行を取り消し、又はその内容を訂正する場合について準用する。

(会計伝票の種類)

第6条 会計伝票の種類は、収入伝票、支払伝票及び振替伝票とする。

(会計伝票の整理等)

第7条 地域医療課長は、会計伝票を各勘定科目ごとに日付順に編集し、編集した会計伝票に基づいて各勘定科目ごとの集計表を作成するとともに、月ごとに会計伝票を整理しなければならない。

2 前項の規定により作成された集計表を総勘定元帳とする。

第2節 帳簿

(帳簿の種類及び保管)

第8条 この会計に関する取引を記録し、計算し、及び整理するため、次に掲げる会計帳簿（以下「帳簿」という。）を備える。

(1) 収入予算管理簿

- (2) 支出予算管理簿
- (3) 総勘定元帳
- (4) 固定資産台帳
- (5) 備品管理台帳
- (6) 企業債台帳

2 前項各号に掲げる帳簿のほか、必要な帳簿を備えることができる。

3 帳簿は、地域医療課長が保管する。

(帳簿の記帳)

第9条 帳簿は、証拠となるべき書類に基づき、正確かつ明瞭に記帳しなければならない。

(帳簿の照合)

第10条 相互に関係する帳簿は、随時照合しなければならない。

第3節 勘定科目

(勘定科目)

第11条 この会計の経理は、損益計算書勘定である収益勘定及び費用勘定並びに貸借対照表勘定である資産勘定、負債勘定及び資本勘定に区分して行うものとする。ただし、必要に応じて整理勘定を設けることができる。

2 前項本文に規定する勘定の科目の区分は、市長が別に定める。

第3章 金銭会計

第1節 収入

(収入の調定)

第12条 地域医療課長は、収入の調定をしようとする場合は、収入の根拠、所属年度、収入科目、収入金額、納入義務者等を明らかにした文書により、市長の決裁を受けなければならない。

2 前項の決裁に基づき、地域医療課長は、振替伝票を発行しなければならない。ただし、直ちに現金を収入する場合は、振替伝票の発行を省略することができる。

(調定の更正)

第13条 前条の規定は、収入の調定を更正しようとする場合について準用する。

(納入通知書の送付)

第14条 地域医療課長は、収入を調定した場合は、直ちに納入義務者に対して納入通知書を送付しなければならない。ただし、収入の性質上、納入通知書の送付を必要としないものについては、これを省略することができる。

(領収書の交付)

第15条 地域医療課長は、収入の納付を受けた場合は、直ちに納付者に対して領収書を交付しなければならない。

(収入伝票の発行)

第16条 地域医療課長は、収入の都度、収入の収納を証する文書に基づき、収入伝票を発行しなければならない。

(収納金の還付)

第17条 地域医療課長は、収納金を還付しようとする場合は、還付の理由、所属年度、還付科目、還付金額、還付すべき納入者等を明らかにした文書により市長の決裁を受け、その旨を納入者に通知しなければならない。

2 地域医療課長は、還付金を支払ったときは、領収書を徴さなければならない。

3 第1項の決裁に基づき、地域医療課長は、支払伝票を発行しなければならない。

(口座振替の方法による収入の納付)

第18条 納入義務者は、出納取扱金融機関に預金口座を設けているときは、当該金融機関に請求して口座振替の方法により収入を納付することができる。

(証券をもってする収入の納付)

第19条 収入の納付に使用することができる証券は、次の各号に掲げる証券で当該各号に定める要件を満たし、かつ、納付金額を超えないものに限る。

(1) 小切手等(小切手その他金銭の支払を目的とする有価証券であって小切手と同程度の支払の確実性があるものとして総務大臣が指定するものをいう。) 次に掲げる要件

ア 持参人払式又は市長若しくは出納取扱金融機関を受取人としてあるもの

イ 北九州手形交換所に加入している金融機関又は当該金融機関に手形交換を委託している金融機関を支払人としているもの

ウ 北九州手形交換参加地域を支払地としたもので、権利の行使のため定められた期間内に支払のための提示又は支払の請求をすることができるもの

(2) 国債若しくは地方債又は国債若しくは地方債の利札 次に掲げる要件

ア 無記名式であるもの

イ 支払期日の到来したもの

(証券受領の拒絶)

第20条 企業出納員及び出納取扱金融機関は、前条第1号に掲げる証券が次の各号のいずれかに該当する場合は、受領を拒絶することができる。

- (1) 小切手要件を満たしていないもの
 - (2) 盗難又は紛失の届出のあったもの
 - (3) 変造と認められるもの
 - (4) 最近6月以内で不渡証券を出した者を振出人とするもの
 - (5) その他支払が確実にないと認められるもの
- (証券納付の表示)

第21条 企業出納員及び出納取扱金融機関は、納入義務者が証券による納付をしたときは、納入通知書の余白に証券受領と表示するとともに、証券の種類、金額及び記号番号を付記しなければならない。

(証券の支払請求)

第22条 出納取扱金融機関は、第19条各号に掲げる証券を受領したときは、遅滞なく支払人に提示し、証券金額の支払を受けなければならない。

2 出納取扱金融機関は、第19条各号に掲げる証券の支払人が証券金額の支払をしなかったときは、支払拒絶の証明をさせた後、当該証券による収入は、初めから納付がなかったものとみなして、当該証券を企業出納員に提出しなければならない。

(証券の不渡り)

第23条 前条第2項の規定により証券の提出を受けた企業出納員は、当該証券をもって納付した者に対し、速やかに当該証券について支払がなかった旨及び当該証券を還付する旨を通知しなければならない。

(納入通知書の再発行)

第24条 地域医療課長は、納入義務者から納入通知書を亡失し、若しくは損傷した旨の届出を受けたとき、又は納付された証券が不渡りになった旨の通知を受けたときは、速やかに納入通知書を再発行し、その余白に再発行の年月日及び再発行である旨を表示して、当該納入義務者に送付しなければならない。

(不納欠損)

第25条 法令若しくは条例若しくは議会の議決によって債権を放棄し、又は時効等により債権が消滅した場合には、当該債権に係る収入金の調定の年月日、金額、収入科目、調定後の経緯等を記載した文書により、市長の決裁を受けなければならない。

2 前項の決裁に基づき、地域医療課長は、支出予算管理簿に記帳し、振替伝票を発行しなければならない。

第2節 支出

(支出負担行為の原則)

第26条 支出の原因となるべき契約その他の行為（次条、第28条第1項及び第29条第1項において「支出負担行為」という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、その目的を達成するための必要かつ最小限度で、これを行わなければならない。

(支出負担行為の決裁)

第27条 地域医療課長は、支出負担行為をしようとするときは、所属年度、支出科目、支出の理由、金額等を記載した支出決議書により、市長の決裁を受け、支出予算管理簿に記載しなければならない。ただし、市長が別に定める経費については、支出命令をもって支出負担行為の決裁があったものとみなす。

(支出負担行為の変更)

第28条 地域医療課長は、支出負担行為の内容に変更すべき事由が生じたときは、当該支出負担行為の変更の手続を行わなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(支出の手続)

第29条 地域医療課長は、支出負担行為に係る債務について支出しようとするときは、支出の内容、所属年度、支出科目及び金額並びに支払区分及び支出方法を記載した支出命令書により、市長の決裁を受けなければならない。

2 前項の決裁に基づき、地域医療課長は、振替伝票を発行しなければならない。

(支出命令の変更)

第30条 地域医療課長は、支出命令した事項に変更すべき事由が生じたときは、当該支出命令の変更の手続を行わなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(支払伝票の発行)

第31条 地域医療課長は、支出のうち現金の支払を伴うものについては、債権者からの請求書その他の支払に関する証拠書類に基づき支払伝票を発行しなければならない。

(請求書及び支出（払込）要求書の要件)

第32条 請求書及び支出（払込）要求書は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 債権者の住所、名称、肩書及び氏名が明瞭に記載されていること。
- (2) 請求印が明瞭に押されていること。

- (3) 請求事由及び請求金額が正確かつ明瞭に記載されていること。
- (4) 口座振替、資金前渡、概算払及び前金払の場合は、それぞれその旨が表示されていること。
- (5) 代理人をもって請求がなされる場合は、委任状が添付されていること。ただし、代理権が2回以上の請求に及ぶ場合は、代理権查了と表示し、認印してこれに代えることができる。

(資金前渡)

第33条 次に掲げる経費については、職員に支払をさせるため、その資金を前渡することができる。この場合において、資金前渡を受ける者（以下「資金前渡者」という。）は、市長が指定する。

- (1) 外国において支払をする経費
- (2) 遠隔の地又は交通不便の地域において支払をする経費
- (3) 給与その他の給付（職員以外の者に支払う旅費を含む。）及び賃金
- (4) 企業債の元利償還金及び一時借入金の元利金
- (5) 報償金その他これに類する経費
- (6) 社会保険料
- (7) 官公署及びこれに準ずるものに対して支払う経費
- (8) 非常災害のため即時支払を必要とする経費
- (9) 使用料、手数料、借上料、運搬料又は郵便料で即時支払を必要とする経費
- (10) 交際費、負担金、貸付金及び賠償金
- (11) 即時支払をしなければ調達困難な物品の購入費、加工費及び修繕費
- (12) 定期券及び回数券の購入費

2 収入の過誤納となった金額を払い戻すため必要がある場合は、前項の例により、その資金（当該払戻金に係る還付加算金を含む。）を前渡することができる。

(資金前渡の精算)

第34条 資金前渡者は、その支払が終わった後、次に定めるところにより精算書に証拠書類を添付して精算しなければならない。

- (1) 継続的経費については、当該期の経過後7日以内に精算し、精算残額は、順次翌期に繰り越して使用するものとする。ただし、事業年度終了日までには、精算しなければならない。
- (2) 前号以外の経費については、用務終了後5日以内に精算し、精算残額があるときは、直ちに戻入手続を行わなければならない。

(前渡資金の取扱上の注意)

第35条 資金前渡者は、即日支払うことができない資金は確実な金融機関に預け入れる等、善良な管理者としての注意を怠ってはならない。

2 前項の規定により預金した場合において利子を生じたときは、その都度市の収入として取り扱うものとする。

(資金前渡者の更迭等)

第36条 資金前渡者が、その用務の中途において更迭のあったときは、その際精算しなければならない。ただし、繰り越して使用する継続的経費又は精算することが困難な経費については、後任者に引き継ぐことによって精算に代えることができる。

2 資金前渡者が、死亡その他の事故により自ら精算することができないときは、市長の指定した者が精算しなければならない。

(概算払)

第37条 次に掲げる経費については、概算払をすることができる。

- (1) 旅費
- (2) 官公署及びこれに準ずるものに対して支払う経費
- (3) 補助金、負担金及び交付金
- (4) 訴訟に要する経費
- (5) 保険料

(概算払の精算)

第38条 概算払を受けた者は、その支払終了後7日以内(前条第3号に係る事業については、補助事業等の完了後20日以内)に精算書に証拠書類を添付して精算しなければならない。

(資金前渡及び概算払の制限)

第39条 資金前渡者又は概算払を受けた者で、正当な理由なく第34条各号又は前条に定める期間内に精算が終わっていないものに対して、第33条第1項各号又は第37条各号に掲げる同一の事項については、重ねて資金前渡又は概算払をすることができない。

(前金払)

第40条 次に掲げる経費で、支払額の確定したものについては、債務履行期限到来前に前金払をすることができる。

- (1) 官公署及びこれに準ずるものに対して支払う経費
- (2) 補助金、負担金、交付金及び委託費
- (3) 前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入れに要する経費

- (4) 土地又は家屋の買収又は収用によりその移転を必要とすることになった家屋又は物件の移転料及び補償費
- (5) 定期刊行物の代価、定額制供給に係る電灯電力料及び日本放送協会に対して支払う受信料
- (6) 外国で研究又は調査に従事する者に支払う経費
- (7) 運賃、運搬料又は渡し切り旅費
- (8) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証に係る同条第1項に規定する公共工事に要する経費
（口座振替の方法による支払）

第41条 地域医療課長は、債権者が出納取扱金融機関、日本銀行歳入代理店である銀行又は市内各信用金庫に預金口座を設けている場合で、債権者から申出があったときは、出納取扱金融機関に通知して口座振替の方法により支払をすることができる。

（支払）

第42条 地域医療課長は、債権者からの申出に基づき現金で支払をするときは、支払証書の領収欄に債権者の領収印を押印させ、又は領収書を徴した上、出納取扱金融機関に支払をさせるものとする。

2 口座振替の申出に係る支払については、出納取扱金融機関への口座振替の通知に対する受託書をもって債権者の領収書に代えることができる。

（債権者の領収印）

第43条 債権者の領収印は、請求書に押印したものと同一のものでなければならない。ただし、紛失その他やむを得ない理由により改印届を提出した場合であって、地域医療課長が認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、代理人に支払をしたときは、その領収書に受領代理の委任状を添付させるものとする。ただし、代理権が2回以上の受領に及ぶ場合は、代理権査了と表示し、認印してこれに代えることができる。

（代理委任状の保管）

第44条 債権者の代理委任状は、地域医療課長が保管するものとする。

（支払金の戻入）

第45条 地域医療課長は、支払を完了した後に、過誤その他の理由で戻入を要するときは、戻入の理由、所属年度、戻入科目、戻入金額、戻入者等を明らかにした戻入書により市長の決裁を受け、出納取扱金融機関に対して戻入義務者に戻入金を振り込ませ、又は自らこれを振り込まなければならない。

2 前項の決裁に基づき、地域医療課長は、支出予算管理簿に記帳し、収入伝

票を発行しなければならない。

(債務免除等)

第46条 地域医療課長は、債務免除、時効等により債務が消滅した場合は、当該債務の消滅を証する文書を添付した振替伺書により、市長の決裁を受けなければならない。

2 前項の決裁に基づき、地域医療課長は、振替伝票を発行しなければならない。

第3節 振替

(科目の振替)

第47条 地域医療課長は、現金の収入及び支出を伴わない科目振替の理由が発生したときは、振替の理由、事実発生の時期その他必要な事項を記載した更正伺書により、市長の決裁を受けなければならない。

(振替伝票の発行)

第48条 前条の決裁に基づき、地域医療課長は、支出予算管理簿に記帳し、振替伝票を発行しなければならない。

第4章 預り金及び預り有価証券

(預り金の整理区分)

第49条 預り金は、次に掲げる区分により整理しなければならない。

(1) 預り保証金

(2) 預り諸税

(3) その他預り金

(預り金の受入れ及び払出し)

第50条 地域医療課長は、預り金の受入れ又は払出しをするときは、預り金受入伺書又は預り金払出伺書により、市長の決裁を受けなければならない。

2 前項の決裁に基づき、地域医療課長は、収入伝票又は支払伝票を発行しなければならない。

(預り有価証券)

第51条 保証その他のため受け入れた有価証券は、預り有価証券として整理しなければならない。

2 預り有価証券は、額面金額により記載整理をしなければならない。

(利札の還付請求)

第52条 地域医療課長は、預り有価証券について、所有者から利札の還付請求を受けた場合は、その理由を審査して市長の決裁を受け、還付しなければならない。この場合において、地域医療課長は、領収書を徴さなければならない。

第5章 物品

(調達)

第53条 地域医療課長は、物品のうち、購入後直ちに使用する予定のもの又は第66条の規定に基づき建設仮勘定を設けて経理する建設改良工事に使用する予定のものを、市長の決裁を経て、直接当該科目の支出として購入することができる。

2 前項に規定する物品については、品目、数量、予定価額、購入理由、契約方法等を記載した支出決議書により、第27条に規定する市長の決裁を受けて購入するものとする。

3 地域医療課長は、物品を購入したときは、検査をするとともに物品検収報告書を作成して、市長の決裁を受けなければならない。

4 前項の決裁に基づき、地域医療課長は、振替伝票を発行しなければならない。

(物品の管理)

第54条 地域医療課長は、前条第1項の規定により直接当該科目の支出として購入したものを、適正に管理しなければならない。

2 地域医療課長は、備品管理台帳に物品の数量、使用の状況等を記録整理しなければならない。

(事故報告)

第55条 天災その他の理由により物品が滅失し、亡失し、又は損傷を受けた場合は、地域医療課長は、速やかにその原因及び現状を調査して、市長に報告しなければならない。

(不用物品の処分)

第56条 地域医療課長は、物品のうち不用となり、又は使用に耐えなくなったものを不用品として整理し、品目、数量、帳簿価額、売却予定価額等を記載した文書により市長の決裁を受け、これを売却しなければならない。ただし、買受人がないもの、売却価額が売却に要する費用の額に達しないものその他売却することが不相当と認められるものについては、市長の決裁を受けて、これを廃棄することができる。

2 前項の決裁に基づき、地域医療課長は、支出予算管理簿に記帳し、振替伝票を発行しなければならない。

第6章 固定資産

第1節 通則

(固定資産の範囲)

第57条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。

(1) 有形固定資産

土地、建物、構築物、車両、放射性同位元素、建設仮勘定、耐用年数1年以上かつ取得価額10万円以上の器械備品及びリース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件である資産であって、当該リース物件が土地、建物、構築物、車両、放射性同位元素及び耐用年数1年以上かつ取得価額10万円以上の器械備品である場合に限る。）

(2) 無形固定資産

借地権、地上権、特許権、電話加入権及びソフトウェア（有償で取得したものに限り。）並びにリース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件である資産であって、借地権、地上権、特許権、電話加入権及びソフトウェアである場合に限る。）

(3) 投資その他の資産

投資有価証券、長期貸付金、出資金、基金、長期前払消費税、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権

（登記及び登録）

第58条 取得した固定資産のうち、登記又は登録を要するものは、法令の定めるところにより遅滞なくその手続を行わなければならない。

（取得代価の支払）

第59条 固定資産を取得したときの代価は、登記又は登録を必要とするものについては登記又は登録を完了した後、その他のものについては当該固定資産の引渡しを受けた後でなければ、支払うことができない。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

第2節 取得

（取得価額）

第60条 固定資産の取得価額は、次に掲げるところによる。

- (1) 購入により取得した固定資産については、購入に要した価額
- (2) 建設工事又は製作により取得した固定資産については、当該建設工事又は製作に要した直接及び間接の費用の合計額
- (3) 交換により取得した固定資産については、交換のため提供した固定資産の帳簿価額（償却資産については、これに対応する減価償却累計額を控除した額）に交換差金を加算し、又は控除した価額
- (4) 無償で譲り受けた固定資産又は前2号に掲げる固定資産であって取得価額が不明なものについては、公正な評価額

（購入）

第61条 固定資産を購入しようとする場合は、地域医療課長は、次に掲げる

事項を記載した支出決議書により、第27条に規定する市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 名称及び種類
- (2) 購入理由
- (3) 予定価額及び単価
- (4) 当該固定資産の購入に係る予算科目及び予算額
- (5) 契約の方法
- (6) その他必要と認められる事項

2 前項に規定する支出決議書には、購入しようとする固定資産の図面その他の固定資産の内容を明らかにするための書類を添えなければならない。

3 第1項の決裁に基づき、地域医療課長は、支出予算管理簿に記帳しなければならない。

(無償譲渡及び交換)

第62条 固定資産を無償で譲り受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した文書により、市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 譲り受けようとする固定資産の名称及び種類
- (2) 譲り受けようとする理由
- (3) 見積価額
- (4) その他必要と認められる事項

2 前項の規定は、固定資産を交換する場合について準用する。

(工事の施行)

第63条 建設改良工事を施行しようとする場合は、地域医療課長は、次に掲げる事項を記載した文書により、市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 工事の名称及び種類
- (2) 工事を必要とする理由
- (3) 工事の始期及び終期
- (4) 予定価額
- (5) 当該建設改良工事に係る予算科目及び予算額
- (6) 工事の方法及び契約の方法
- (7) その他必要と認められる事項

2 前項に規定する文書には、設計書その他の当該建設改良工事の内容を明らかにするための書類を添えなければならない。

3 第1項の決裁に基づき、地域医療課長は、支出予算管理簿に記帳しなければならない。

(検収)

第64条 地域医療課長は、固定資産を購入したときは、検査をするとともに固定資産検収報告書を作成して、市長の決裁を受けなければならない。

2 前項の決裁に基づき、地域医療課長は、振替伝票を発行しなければならない。

(建設改良工事の精算)

第65条 建設改良工事が完成した場合は、地域医療課長は、遅滞なく精算書を作成し、市長に報告しなければならない。

(建設仮勘定)

第66条 建設改良工事でその工期が1事業年度を超えるものは、建設仮勘定を設けて経理するものとする。ただし、必要に応じて1事業年度内に工期が終了するものについても、建設仮勘定を設けて経理することができる。

2 前項に規定する建設改良工事が完成した場合は、地域医療課長は、速やかに精算書を作成し、市長に報告しなければならない。

3 地域医療課長は、前項の規定による精算書に基づき振替伝票を発行し、固定資産の当該科目に振り替えなければならない。

第3節 管理及び処分

(事故報告)

第67条 地域医療課長は、天災その他の理由により固定資産が滅失し、亡失し、又は損傷を受けた場合は、遅滞なく市長に報告しなければならない。

2 前項の場合において、地域医療課長は、振替伝票を発行しなければならない。

(売却等)

第68条 地域医療課長は、固定資産の売却又は譲渡をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書により、市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 名称及び種類
- (2) 所在地
- (3) 売却又は譲渡の方法及び予定価額
- (4) 売却又は譲渡の理由
- (5) その他必要と認められる事項

(売却価額)

第69条 売却価額は、適正な時価によらなければならない。

(廃棄)

第70条 固定資産のうち、損傷その他の理由により用途を喪失したもので、売却が不可能なもの、売却価額が売却を要する費用の額に達しないものその

他売却することが不相当と認められるものについては、市長の決裁を受けて、これを廃棄することができる。

- 2 前項の決裁に基づき、地域医療課長は、支出予算管理簿に記帳し、振替伝票を発行しなければならない。

第4節 減価償却

(減価償却)

第71条 固定資産のうち、土地、建設仮勘定及び投資を除く資産を償却資産とし、償却資産の減価償却は、当該事業年度開始のときにおける帳簿価額（当該事業年度の中で除却したものを除く。）に対し、次に掲げる方法による。

- (1) 有形固定資産については、間接償却法
- (2) 無形固定資産については、直接償却法

- 2 償却資産の償却は、原則として個別に算出するものとする。

(減価償却額)

第72条 有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、帳簿原価から100分の10を控除した金額に、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「施行規則」という。）別表第4号の固定資産の償却率のうち定額法の償却率を乗じた金額とする。

- 2 無形固定資産の各事業年度の減価償却額は、帳簿原価に、施行規則別表第4号の固定資産の償却率のうち定額法の償却率を乗じた金額とする。

(備忘価額までの償却)

第73条 前条の規定にかかわらず、償却資産のうち、有形固定資産については、帳簿原価の100分の5に達した後において、施行規則第15条第3項の規定により、帳簿価額が1円に達する額（次項において「備忘価額」という。）まで減価償却を行うことができる。

- 2 地域医療課長は、前項の規定により、備忘価額まで減価償却を行おうとするときは、当該有形固定資産の名称及び帳簿原価の100分の5に達した事業年度から再使用不能となると認められる事業年度までの年数について、市長の決裁を受けなければならない。

(特別償却)

第74条 償却資産のうち、直接その事業の用に供する固定資産について、施行規則第15条第2項（施行規則第16条第2項において準用する場合を含む。）の規定により特別償却を行う場合の率は、市長が別に定める。

- 2 地域医療課長は、前項の規定により特別償却を行ったときは、通常の減価償却額と特別減価償却額とを区分して整理するものとする。

第5節 整理

(帳簿)

第75条 地域医療課長は、固定資産台帳を備え、資産の数量、価額の増減、減価償却累計額及び処分等による異動を記載し、常にその現況を総合的に明らかにしなければならない。

(実地照合)

第76条 地域医療課長は、固定資産につき毎事業年度少なくとも1回、台帳記載事項と固定資産の実態を照合し、その結果を市長に報告しなければならない。

(報告様式)

第77条 地域医療課長は、次に掲げる表を毎事業年度末現在で作成しなければならない。

- (1) 固定資産増減総括表
- (2) 固定資産明細表
- (3) 減価償却明細表
- (4) 建設仮勘定明細表

第6節 減損会計

(減損に係る会計処理)

第78条 固定資産であって、事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は次条に定めるところにより減損損失を認識すべきものについて、その時の当該固定資産の帳簿価額から当該生じた減損による損失又は第80条第1項の規定により測定した減損損失の額を減額した額を当該固定資産の帳簿価額として付し、減損に係る会計処理を行わなければならない。

(減損損失の認識)

第79条 固定資産に減損の兆候が認められた場合は、当該固定資産について、減損損失を認識しなければならない。

(減損損失の額の測定)

第80条 前条の規定により減損損失を認識した固定資産については、減損損失の額を測定しなければならない。

2 前条の規定による減損損失の認識及び前項の規定による減損損失の額の測定は、次に掲げる固定資産又は固定資産のグループを単位として行うものとする。

- (1) 遊休資産
- (2) 北九州市立門司病院又は本庁に係る固定資産（前号に該当しないも

のに限る。)のグループ

第7節 リース会計

(所有権移転ファイナンス・リース取引)

第81条 所有権移転ファイナンス・リース取引については、リース資産の重要性が乏しいものであると認められる場合は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。

2 前項の規定により通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うときは、施行規則第42条第1号の規定による注記を要しないものとする。

(所有権移転外ファイナンス・リース取引)

第82条 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース資産の重要性が乏しいものであると認められる場合は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。

2 前項の規定により通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うときは、施行規則第42条第1号の規定による注記を要しないものとする。

(減価償却)

第83条 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース契約に基づくリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により、取得した月から償却を行う。

第7章 決算

(決算事務)

第84条 この会計における決算事務は、市長の命を受けて、地域医療課長が行う。

2 この会計で決算とは、月次決算及び年度末決算をいう。

(月次決算)

第85条 地域医療課長は、毎月末日において月次会計残高試算表を作成し、市長の決裁を受けなければならない。

(決算整理)

第86条 地域医療課長は、毎事業年度終了後速やかに、決算手続として次に掲げる事項について決算整理を行わなければならない。

- (1) 固定資産の減価償却
- (2) 繰延収益の償却
- (3) 資産の評価
- (4) 引当金の計上
- (5) 受取債権の不納欠損処分による整理
- (6) 経過勘定に関する整理

- (7) 建設仮勘定の整理
- (8) 損益勘定の年度末整理
- (9) その他必要な整理

2 前項の決算整理は、全て振替伝票で行わなければならない。

(決算報告書等の提出)

第87条 地域医療課長は、毎事業年度経過後、次に掲げる書類を作成し、証書類を添えて、市長の決裁を受けなければならない。この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

- (1) 決算報告書
- (2) 損益計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 剰余金計算書又は欠損金計算書
- (5) 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書
- (6) キャッシュ・フロー計算書
- (7) 収益費用明細書
- (8) 固定資産明細書
- (9) 企業債明細書
- (10) 事業報告書
- (11) 継続費精算報告書

第8章 引当金

(引当金の計上)

第88条 将来の特定の費用又は損失（施行規則第22条に規定するものに限る。）については、その金額について次に掲げる引当金に区分して予定貸借対照表等（施行規則第22条に規定する予定貸借対照表等をいう。）に計上し、当該事業年度の負担に帰すべき引当額を費用に計上するものとする。

- (1) 修繕引当金
- (2) 特別修繕引当金
- (3) 貸倒引当金
- (4) 損害補償損失引当金
- (5) その他引当金

(引当金の計上方法)

第89条 引当金の計上方法は、市長が別に定める。

第9章 報告セグメント

(報告セグメントの区分)

第90条 施行規則第40条第2項の報告セグメントの区分は、次に掲げると

おりとする。

(1) 北九州市立門司病院

(2) 本庁

第10章 雑則

(伝票等の様式)

第91条 この会計において必要な伝票等の様式は、市長が別に定める。

(電磁的記録による作成)

第92条 この規則の規定により作成することとされている書類等（書類その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条及び次条において同じ。）については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして市長が定めるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）の作成をもって、当該書類等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。

2 前項の規定により書類等が電磁的記録で作成されている場合の認印又は押印については、認印又は押印に代えて市長が定める措置を執らなければならない。

(電磁的記録による事務処理)

第93条 この規則の規定による書類等の処理については、当該書類等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法であって市長が定めるものをいう。）をもって行うことができる。

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

北九州市病院事業出納取扱金融機関事務取扱規則をここに公布する。

平成31年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第28号

北九州市病院事業出納取扱金融機関事務取扱規則

(趣旨)

第1条 北九州市病院事業財務規則(平成31年北九州市規則第27号。次条及び第6条第1項において「財務規則」という。)第4条第1項に規定する出納取扱金融機関(以下「出納取扱金融機関」という。)の公金の収納及び支払の事務取扱いに関しては、法令その他別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(取扱事務の範囲等)

第2条 出納取扱金融機関の取扱事務の範囲は、病院事業に係る公金(以下「公金」という。)の収納及び支払の事務のうち、企業出納員(財務規則第2条第1項に規定する企業出納員をいう。以下同じ。)が行う事務以外の事務とする。

2 出納取扱金融機関の事務取扱場所は、当該出納取扱金融機関の店舗とする。

(出納取扱金融機関の責務)

第3条 出納取扱金融機関は、公金の収納及び支払の事務について、北九州市に対して一切の責任を有する。

2 出納取扱金融機関は、市長の定めるところにより、担保を提供しなければならない。

(収納の要件)

第4条 出納取扱金融機関は、納入通知書、納付書、払込書、預入書その他の収入に関する書類(次条、第6条第2項及び第8条において「納入通知書等」という。)に基づかなければ、収入を収納することができない。

(収納の手続)

第5条 出納取扱金融機関は、納入通知書等により公金を収納したときは、所定の箇所に領収印を押印し、領収書を納付者又は払込者若しくは預入者(次条から第8条までにおいて「納付者等」という。)に交付し、領収済みの納入通知書等を企業出納員に提出しなければならない。

(証券をもってする収入の収納)

第6条 出納取扱金融機関は、財務規則第19条に規定する証券をもって、収入を収納することができる。

2 出納取扱金融機関は、納付者等が前項に規定する証券による納付をしたときは、納入通知書等の各片に証券受領と表示するとともに、当該証券の種類、金額及び記号番号を付記しなければならない。

(口座振替の方法による収入の収納)

第7条 出納取扱金融機関は、納付者等が出納取扱金融機関に預金口座を設けているときは、納付者等からの請求に基づき、口座振替の方法により当該収入を収納することができる。

2 前項の規定による収納に係る手続については、第5条の規定を準用する。

(収納の拒絶)

第8条 出納取扱金融機関は、納付者等の納付が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該収入の収納を拒絶することができる。

(1) 納入通知書等の提出がないもの

(2) 納入通知書に発行者の公印が押印されていないもの

(3) 指定納期日のあるもので納期を経過したもの

(4) 納入通知書等に接続する領収書等の各片の記載金額又は記載事項が一致していないもの

(5) 納入通知書等の納付金額を訂正したもの又は改ざんしたもの

(6) その他収納について疑義があるもの

(収納金の保管)

第9条 出納取扱金融機関は、その取扱いに係る収納金を、北九州市の普通預金として保管するものとする。

(支払の要件)

第10条 出納取扱金融機関は、企業出納員が発する支払通知書に基づかなければ、支払をすることができない。ただし、市長が必要と認めて発する書類の場合は、この限りでない。

(現金による支払)

第11条 出納取扱金融機関は、前条の規定により現金支払の通知を受けたときは、北九州市の普通預金から払い出して現金を支払わなければならない。

(口座振替の手続)

第12条 出納取扱金融機関は、企業出納員から口座振替依頼書とともに資金の交付を受けたときは、直ちに確実な方法により債権者に口座振替をするとともに、企業出納員に受託書を提出しなければならない。

(収納金の還付)

第13条 出納取扱金融機関は、収納金に係る還付については、第10条の規定にかかわらず、還付金支払通知書に基づき債権者に現金を還付するものと

する。

2 出納取扱金融機関は、前項の規定により収納金を還付するときは、債権者が提出する還付通知書を受け取り、領収書と引換えに支払を行った後、還付金支払通知書の所定の箇所に還付印を押印し、当該還付金支払通知書を企業出納員に提出しなければならない。

(支払金の戻入)

第14条 戻入書による支払金の戻入に係る手続については、第5条の規定を準用する。

(支払の中止)

第15条 出納取扱金融機関は、支払に関する書類が次の各号のいずれかに該当する場合は、支払を中止し、企業出納員に報告の上、その指示を受けなければならない。

(1) 所定の様式と異なるもの

(2) 金額、氏名、印鑑等に相違又は疑義があるもの

(3) その他内容に疑義があるもの

(出納日報)

第16条 出納取扱金融機関は、収納金を収納し、収納金に係る還付をし、支払金を支払い、又は支払金に係る戻入をしたときは、企業出納員が交付する出納額通知書に基づき、速やかに出納日報を作成して企業出納員に提出しなければならない。

(書類の保存)

第17条 出納取扱金融機関は、口座振替依頼書及び出納額通知書を、5年間保存するものとする。

(出納取扱金融機関の検査)

第18条 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の5第1項の規定により、出納取扱金融機関について定期及び臨時に行う公金の収納又は支払の事務及び預金の状況に関する検査については、市長が別に定める。

(出納取扱金融機関の印鑑の届出)

第19条 出納取扱金融機関は、公金の収納又は支払の事務に使用する印鑑を、あらかじめ市長に届け出なければならない。印鑑を変更したときも、同様とする。

2 前項に規定する印鑑には、次に掲げる事項を刻印しなければならない。

(1) 金融機関の名称

(2) 年月日

(3) その他市長が特に必要と認める事項

(書類の様式)

第20条 この規則に関する書類の様式は、保健福祉局長が別に定める。

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

北九州市消防吏員服制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

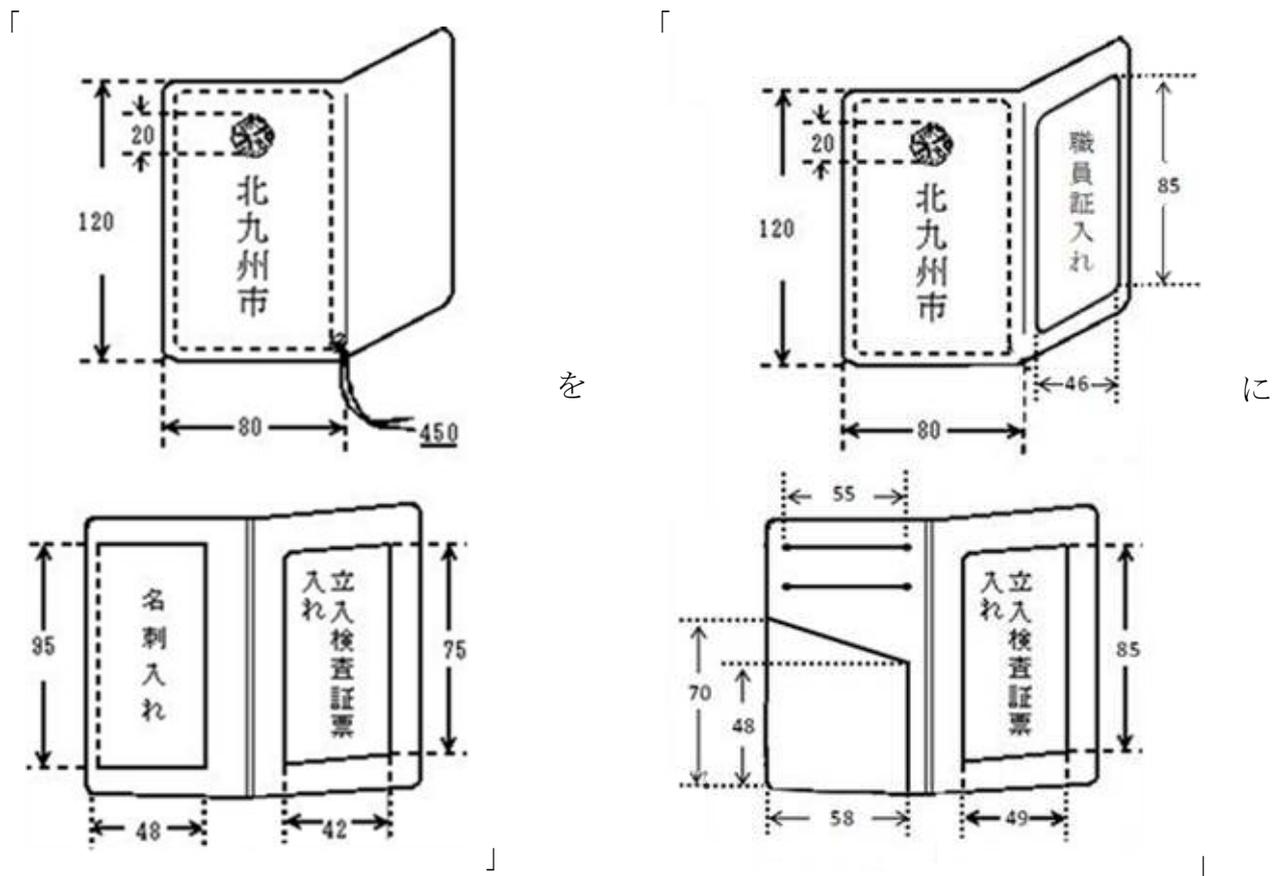
北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第29号

北九州市消防吏員服制規則の一部を改正する規則

北九州市消防吏員服制規則（昭和45年北九州市規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1の消防手帳の項中「黒色革製」を「、黒色革製」に、「中央上部」を「表紙の外側の中央上部」に、「背部に鉛筆差しを設け、その下端に長さ45センチメートルの黒色ひもを付け、表紙内側」を「職員証入れを付け、表紙の内側」に改め、「及び名刺入れ」を削り、「用紙は、恒久用紙と記載用紙とに分け、いずれも」を「恒久用紙は、」に改め、「、恒久用紙」及び「、記載用紙80枚」を削り、同表の図の消防手帳の項中



改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に使用中の改正前の北九州市消防吏員服制規則の規定に基づき貸与されている消防手帳は、改正後の北九州市消防吏員服制規則の規定に基づき貸与された消防手帳とみなす。

北九州市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する

。

平成31年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第30号

北九州市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則

北九州市危険物の規制に関する規則（昭和54年北九州市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第17条中「するときは」の次に「、省令第48条の3に規定する届出書に実務経験証明書（第21号様式）を添付して行わなければならない。この場合において、製造所等の所有者等は」を加え、「添付して行わなければ」を「当該届出書に添付しなければ」に改める。

第18条中「第21号様式」を「第22号様式」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第 1 号様式（第 2 条関係）

危険物 仮貯蔵 仮取扱い 承認申請書

北九州市 消防署長 様		年 月 日	
申請者		(電話)	
住所		氏名	
住所		電話 ()	
危険物の所有者、管理者又は占有者	氏名		
仮貯蔵又は仮取扱いの場所	所在地称別	用途地域	地域
危険物の類、品名及び最大数量		指定数量の倍数	倍
仮貯蔵又は仮取扱いの方法			
仮貯蔵又は仮取扱いの期間			
年 月 日から 年 月 日まで 日間			
管理の状況			
現場管理責任者		緊急連絡先 ()	
住所		氏名	
危険物取扱者	有・無 氏名	免状種類	第 号
仮貯蔵又は仮取扱いの理由及び期間経過後の処理			
消火設備			
その他必要事項			
※ 受付欄	※ 経過欄	※ 手数料欄	
		承認年月日 承認番号	

(日本工業規格 A 4)

- 備考
- 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 2 貯蔵又は取扱いの場所の付近見取図、敷地内配置図及び構造図を添付すること。
 - 3 品名（指定数量）の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記入のみでは明確でない場合に（ ）内に該当する指定数量を記入すること。
 - 4 ※印欄は、記入しないこと。

第 2 1 号様式を第 2 2 号様式とし、第 2 0 号様式の次に次の 1 様式を加える

。

第 2 1 号様式（第 1 7 条関係）

実 務 経 験 証 明 書

氏 名	(年 月 日生)			
取り扱った危険物	類 別	第 類	品 名	
取り扱った期間	年 月 日から		年 月 日まで (年 月)	
製造所等の区 (該当するものを ○で囲むこと。)	製造所・貯蔵所・取扱所			
<p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p>証明年月日 年 月 日</p> <p>事業所名</p> <p>所在地</p> <p>証 明 者 職 名</p> <p>氏 名 印</p> <p>電話番号 ()</p>				

(日本工業規格 A 4)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する改正前の北九州市危険物の規制に関する規則の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

北九州市告示第117-2号

北九州市企業立地促進補助金交付制度要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市企業立地促進補助金交付制度要綱の一部を改正する告示

北九州市企業立地促進補助金交付制度要綱（平成12年北九州市告示第364号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「第5条第4項第5号の地域活力向上地域」を「第5条第4項第5号イの地方活力向上地域」に改める。

第4条第1項第2号中「平成28年4月1日から平成31年3月31日まで」を「平成31年4月1日から平成34年3月31日まで」に、「平成32年3月31日」を「平成35年3月31日」に改める。

付則に次の1項を加える。

（操業開始の期限の特例）

4 平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に、市内において工場等を新設し、若しくは増設するための工事を開始し、又は工場等を賃借するための賃貸借契約を締結した企業に係る当該工場等の操業開始の期限は、市長が特に必要と認めるときは、北九州市企業立地促進補助金交付制度要綱の一部を改正する告示（平成31年北九州市告示第117-2号）による改正前の第4条第1項第2号の規定にかかわらず、平成35年3月31日までとする。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条第9号の改正規定は、同年3月29日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前の北九州市企業立地促進補助金交付制度要綱（以下「改正前の要綱」という。）第4条の規定に基づき、この告示の施行の日前に市内において工場等を新設し、若しくは増設するための工事を開始し、又は工場等を賃借するための賃貸借契約を締結した企業に対する北九州市企業立地促進補助金の交付については、同条の規定は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

北九州市告示第142号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第107条第1項の規定に基づき、介護医療院の開設を許可したので、法第114条の7及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の2の3の規定により次のように告示する。

平成31年4月3日

北九州市長 北 橋 健 治

介護医療院

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	許可年月日
40B0 4000 26	新栄会病院介護医療院	北九州市小倉北区弁天町12番11号	社会福祉法人小倉新栄会	平成31 年4月1 日
40B0 6000 13	北九州八幡東病院介護医療院	北九州市八幡東区西本町二丁目1番17号	社会医療法人北九州病院	平成31 年4月1 日

北九州市告示第143号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第113条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、法第115条の規定により次のように告示する。

平成31年4月3日

北九州市長 北 橋 健 治

指定介護療養型医療施設

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定辞退年月日
4017 7290 49	新栄会病院	北九州市小倉北区弁天町12番11号	社会福祉法人小倉新栄会	平成31 年3月3 1日

北九州市公告第187号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年4月3日

北九州市長 北橋健治

1 工事概要	工事名	廃棄物響灘東（西）護岸工事（30-3）
	工事場所	北九州市若松区響町二丁目地先
	工事内容	捨石投入 7,619立方メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から平成31年12月31日まで
	予定価格	2億6,294万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用する。（審査については、一括審査方式とする。）
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	港湾工事（希望順位を問わない。）
	等級（注2）	A
	指数	平成29・30年度北九州市建設工事入札参加資格審査申請の際に提出した経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の「建設工事の種類」「土木一式」の「総合評定値（P）」が1,200点未満であること。
	許可	土木工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。
3 契約条項を示す場所及び期間	実績	平成26年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の港湾工事（軽微な工事（注4）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものも含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	（1）競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が平成30年度又は平成31年度に発注した予定価格（注5）6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の港湾工事又はしゅんせつ工事を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した港湾工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注6）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注7）を協議（注8）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2）本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の港湾工事又はしゅんせつ工事で平成31年4月1日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
5 入札書の受付期間	期間	この公告の日から本件開札日まで（注9）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
	（1）	この公告の日から平成31年4月8日まで（注9）の毎日午前9時から午後4時30分まで
6 開札の場所及び日時	（2）	平成31年4月9日 午前9時から正午まで
	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
7 入札及び契約に関する条件	日時	平成31年5月14日 午前9時
	最低制限価格	設けない。
	入札保証金	免除する。
8 入札の無効	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	（1）	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
	（2）	この公告に示した競争参加資格のない者のした入札
	（3）	競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札
	（4）	契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
	（5）	北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

9 その他	<p>(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。</p> <p>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</p> <p>(3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。</p>
<p>注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。</p> <p>注4 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。</p> <p>注5 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。</p> <p>注6 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。</p> <p>注7 北九州市工事請負契約約款第25条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。</p> <p>注8 北九州市工事請負契約約款第25条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第25条第7項）に規定する協議をいう。</p> <p>注9 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、平成31年5月1日及び同年10月22日並びに12月30日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。</p>	

北九州市公告第188号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年4月3日

北九州市長 北橋健治

1 工事概要	工事名	廃棄物響灘東（西）護岸工事（30-2）
	工事場所	北九州市若松区響町二丁目地先
	工事内容	捨石投入 7, 204立方メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から平成31年12月31日まで
	予定価格	2億1,910万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用する。（審査については、一括方式とする。）
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	港湾工事（希望順位を問わない。）
	等級（注2）	A
	指数	平成29・30年度北九州市建設工事入札参加資格審査申請の際に提出した経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の「建設工事の種類」「土木一式」の「総合評定値（P）」が1,200点未満であること。
	許可	土木工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。
	実績	平成26年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の港湾工事（軽微な工事（注4）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものも含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	（1）競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が平成30年度又は平成31年度に発注した予定価格（注5）6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の港湾工事又はしゅんせつ工事を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した港湾工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注6）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注7）を協議（注8）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2）本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の港湾工事又はしゅんせつ工事で平成31年4月1日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注9）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間		（1）この公告の日から平成31年4月8日まで（注9）の毎日午前9時から午後4時30分まで （2）平成31年4月9日 午前9時から正午まで
5 入札書の受付期間		（1）平成31年4月18日及び同月19日 午前9時から午後7時まで （2）平成31年4月22日 午前9時から午後4時30分まで
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	平成31年5月14日 午前9時10分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設けない。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効		次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
		（1）この公告に示した競争参加資格のない者のした入札
		（2）競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札
		（3）契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
		（4）北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

9 その他	<p>(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。</p> <p>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</p> <p>(3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。</p>
<p>注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。</p> <p>注4 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。</p> <p>注5 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。</p> <p>注6 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。</p> <p>注7 北九州市工事請負契約約款第25条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。</p> <p>注8 北九州市工事請負契約約款第25条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第25条第7項）に規定する協議をいう。</p> <p>注9 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、平成31年5月1日及び同年10月22日並びに12月30日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。</p>	

北九州市公告第189号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年4月3日

北九州市長 北橋健治

1 工事概要	工事名	海岸（高潮）白野江護岸工事（30-3）
	工事場所	北九州市門司区白野江一丁目地先
	工事内容	消波工（ブロック4トン型設置） 1,240個 ほか
	工期	請負契約締結の日から平成32年1月31日まで
	予定価格	1億6,069万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用する。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	港湾工事（希望順位を問わない。）
	等級（注2）	A
	指数	平成29・30年度北九州市建設工事入札参加資格審査申請の際に提出した経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の「建設工事の種類」「土木一式」の「総合評定値（P）」が1,200点未満であること。
	許可	土木工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。
	実績	平成26年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の港湾工事（軽微な工事（注4）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものも含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が平成30年度又は平成31年度に発注した予定価格（注5）6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の港湾工事又はしゅんせつ工事を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した港湾工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注6）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注7）を協議（注8）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） 本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の港湾工事又はしゅんせつ工事で平成31年4月1日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注9）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間		（1） この公告の日から平成31年4月8日まで（注9）の毎日午前9時から午後4時30分まで （2） 平成31年4月9日 午前9時から正午まで
5 入札書の受付期間		（1） 平成31年4月18日及び同月19日 午前9時から午後7時まで （2） 平成31年4月22日 午前9時から午後4時30分まで
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	平成31年5月14日 午前9時20分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設けない。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効		次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
		（1） この公告に示した競争参加資格のない者のした入札
		（2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札
		（3） 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
		（4） 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

9 その他	<p>(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。</p> <p>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</p> <p>(3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。</p>
<p>注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。</p> <p>注4 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。</p> <p>注5 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。</p> <p>注6 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。</p> <p>注7 北九州市工事請負契約約款第25条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。</p> <p>注8 北九州市工事請負契約約款第25条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第25条第7項）に規定する協議をいう。</p> <p>注9 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、平成31年5月1日及び同年10月22日並びに12月30日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。</p>	

北九州市公告第190号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年4月3日

北九州市長 北橋健治

1 工事概要	工事名	廃棄物響灘東（西）護岸工事（30-4）
	工事場所	北九州市若松区響町二丁目地先
	工事内容	捨石投入 2,687立方メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から平成31年12月31日まで
	予定価格	1億4,100万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用する。（審査については、一括方式とする。）
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	港湾工事（希望順位を問わない。）
	等級（注2）	A
	指数	平成29・30年度北九州市建設工事入札参加資格審査申請の際に提出した経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の「建設工事の種類」「土木一式」の「総合評定値（P）」が1,200点未満であること。
	許可	土木工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。
	実績	平成26年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の港湾工事（軽微な工事（注4）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものも含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	（1）競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が平成30年度又は平成31年度に発注した予定価格（注5）6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の港湾工事又はしゅんせつ工事を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した港湾工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注6）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注7）を協議（注8）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2）本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の港湾工事又はしゅんせつ工事で平成31年4月1日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注9）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間		（1）この公告の日から平成31年4月8日まで（注9）の毎日午前9時から午後4時30分まで （2）平成31年4月9日 午前9時から正午まで
5 入札書の受付期間		（1）平成31年4月18日及び同月19日 午前9時から午後7時まで （2）平成31年4月22日 午前9時から午後4時30分まで
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	平成31年5月14日 午前9時30分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設けない。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。	
	（1）この公告に示した競争参加資格のない者のした入札	
	（2）競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札	
	（3）契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札	
	（4）北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	

9 その他	<p>(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。</p> <p>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</p> <p>(3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。</p>
<p>注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。</p> <p>注4 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。</p> <p>注5 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。</p> <p>注6 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。</p> <p>注7 北九州市工事請負契約約款第25条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。</p> <p>注8 北九州市工事請負契約約款第25条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第25条第7項）に規定する協議をいう。</p> <p>注9 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、平成31年5月1日及び同年10月22日並びに12月30日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。</p>	

北九州市公告第191号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年4月3日

北九州市長 北 橋 健 治

1 工事概要	工事名	柳町25号線道路改築工事
	工事場所	北九州市門司区柳町一丁目ほか
	工事内容	工事延長 162メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から平成31年11月29日まで
	予定価格	3,737万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事に資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	土木工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	B
	許可	土木工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注3）が北九州市門司区内、小倉北区内又は小倉南区内にあること。
	実績	平成26年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（軽微な工事（注4）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものも含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が平成30年度又は平成31年度に発注した予定価格（注5）2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注6）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注7）を協議（注8）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） 本市が発注した予定価格1,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で平成31年4月1日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
	3 契約条項を示す場所及び期間	場所
期間		この公告の日から本件開札日まで（注9）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	（1） この公告の日から平成31年4月8日まで（注9）の毎日午前9時から午後4時30分まで （2） 平成31年4月9日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	（1） 平成31年5月9日及び同月10日 午前9時から午後7時まで （2） 平成31年5月13日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	平成31年5月14日 午前9時40分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1） この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 （3） 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 （4） 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	

9 その他	<p>(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。</p> <p>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</p> <p>(3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。</p>
<p>注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。</p> <p>注4 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。</p> <p>注5 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。</p> <p>注6 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。</p> <p>注7 北九州市工事請負契約約款第25条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。</p> <p>注8 北九州市工事請負契約約款第25条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第25条第7項）に規定する協議をいう。</p> <p>注9 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、平成31年5月1日及び同年10月22日並びに12月30日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。</p>	

北九州市訓令第2号

庁中一般

北九州市副市長以下専決規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市副市長以下専決規程等の一部を改正する訓令

(北九州市副市長以下専決規程の一部改正)

第1条 北九州市副市長以下専決規程(昭和43年北九州市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「介護サービス担当課長」の次に「、児童育成担当課長」を加える。

別表第1の部長の欄中「危機管理室長」を「危機管理室長
SDGs推進室長」に、「債
権管理室長」を「債権管理室長
東アジア文化都市推進室長」に、「食の魅力創造・発信室
長」を「産業イノベーション推進室長」に改め、同表の課長の欄中「秘書室
次長」を「秘書室次長
SDGs推進室次長」に、「市民センター整備担当課長」を「東
市民センター整備担当課長
東アジア文化都市推進室次長」に、「障害者就労支援室長」を「障害者就労支
援室長
児童育成担当
課長」に、「食の魅力創造・発信室次長」を「産業イノベーション推進室
次長」に、「特別支援教育相談センター所長」を「教育センター所長
教育センター所長」を「特別支援教育相談センタ
一所長」に改める。

別表第2の3の表第29号中

「 ~ 8,000	〔技術監理局長〕 8,000 ~		〔契約部長〕 4,000 ~	50~ ただし、別に定 めるものに係る 場合は、全額と する。 技術監理局契約 制度課長 500 ~	を
--------------	---------------------	--	-------------------	---	---

	～ 4,000	～ 500	4,000 ～	500 ～ (ただし、別に定めるものに係る場合は、全額とする。)	に
--	---------	-------	---------	-------------------------------------	---

改める。

別表第3の3の表の指導課長の項中「指導課長」を「技術支援課長」に改める。

別表第3の8の表の子ども家庭部長の項中「子ども家庭部長」を「子育て支援部長」に改める。

別表第3の10の表の新成長戦略推進部長の項中「新成長戦略推進部長」を「地域・観光産業振興部長」に改める。

別表第3の12の表のまちづくり推進部長の項中「まちづくり推進部長」を「都市再生推進部長」に改め、同表の区画整理課長の項中「区画整理課長」を「都市再生整備課長」に改め、同表の再開発課長の項中「再開発課長」を「まちなか再生支援課長」に改める。

(北九州市区長以下専決規程の一部改正)

第2条 北九州市区長以下専決規程（昭和43年北九州市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の表第27号中

		50～ (ただし、別に定めるものに係る場合は、全額とする。)	を
--	--	-----------------------------------	---

～ 4,000	4,000 ～	500 ～ (ただし、別に定めるものに係る場合は、全額とする。)	に
---------	---------	-------------------------------------	---

改める。

(北九州市事業所長等専決規程の一部改正)

第3条 北九州市事業所長等専決規程（昭和43年北九州市訓令第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の表第22号中

		50～ (ただし、別に定める ものに係る場合は、 全額とする。)	を
--	--	---	---

～ 4,000	4,000 ～	500～ (ただし、別に定める ものに係る場合は、 全額とする。)	に
---------	---------	--	---

改める。

別表第2の18の表を削り、別表第2の19の表を別表第2の18の表とする。

付 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

北九州市消防局訓令第 1 号

庁中一般

北九州市消防手帳及び北九州市消防職員立入検査証に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 31 年 3 月 29 日

北九州市消防長 土 田 久 好

北九州市消防手帳及び北九州市消防職員立入検査証に関する規程
の一部を改正する訓令

北九州市消防手帳及び北九州市消防職員立入検査証に関する規程（昭和 45 年北九州市消防局訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（消防手帳の製式）

第 3 条 消防手帳の恒久用紙の製式については、次のとおりとする。

- （1） 第 1 ページには、中央上部に制服上半身（脱帽）の写真を貼り、消防局名の押出印を押すほか、右部に職員番号及び貸与年月日を、写真の下部に職名、氏名及び生年月日を記載し、左部に消防長印を押す。
- （2） 第 2 ページには、職員宣誓文を記載する。
- （3） 第 3 ページから第 6 ページまでには、異動年月日、階級又は職種及び所属を記載する。
- （4） 第 7 ページには、消防手帳の取扱いに関する注意文を記載する。
- （5） 第 8 ページ以下には、職員が特に必要と認める事項を記載することができるものとする。

第 8 条第 1 項中「公務執行」を「公務の執行」に、「作業服」を「業務服」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条第 1 項の改正規定は、同年 3 月 29 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現に使用中の改正前の北九州市消防手帳及び北九州市消防職員立入検査証に関する規程の規定に基づき貸与されている消防手帳は、改正後の北九州市消防手帳及び北九州市消防職員立入検査証に関する規程の規定に基づき貸与された消防手帳とみなす。

北九州市交通局管理規程第3号

北九州市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年4月1日

北九州市交通局長 池上 修

北九州市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

北九州市交通局企業職員の給与に関する規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第28条中「市給与条例」を「、市給与条例」に改め、「、北九州市病院局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和42年北九州市条例第40号）の適用を受ける常勤の職員」を削り、「、条例の適用を受ける職員となった」を「条例の適用を受ける職員となった」に、「別に」を「、別に」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成31年6月1日を基準日とする期末手当及び勤勉手当について、改正後の第28条（北九州市交通局企業職員の給与に関する規程第30条において準用する場合を含む。）に規定する在職期間の通算に当たっては、平成31年6月1日以前6箇月以内の期間において北九州市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例（平成30年北九州市条例第72号）による廃止前の北九州市病院局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和42年北九州市条例第40号）の規定の適用を受ける常勤の職員が北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和39年北九州市条例第107号）の適用を受ける職員となった場合における、その者がその期間内においてその職員として在職した期間を含むものとする。